



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月10日金曜日 第389号

## ◇ 目 次 ◇

指定区域の指定(13件).....	(循環型社会推進課) ...	139
愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売代金収納事務の委託.....	(障がい福祉課) ...	141
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	141
土地改良事業の工事完了の届出.....	(農地整備課) ...	142
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	142
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	( " ) ...	142
道路の占用を制限する区域の指定.....	(道路維持課) ...	142
道路の供用開始(県道美川松山線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	142
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	143

## 公 告

争議行為の通知の公表(2件).....	(劳政雇用課) ...	143
技能検定の合格者.....	( " ) ...	143

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	149
職員の定年前再任用に関する規則.....	( " ) ...	230
職員の暫定再任用に関する規則.....	( " ) ...	231
職員の給与に関する条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料に関する規則.....	( " ) ...	231
管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則.....	( " ) ...	237

## 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	(警察本部警務課) ...	243
--------------------------	---------------	-----

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	245
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	245
政治団体の解散の届出.....	( " ) ...	246
資金管理団体の指定の届出.....	( " ) ...	246
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	246

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	247
--------------	------------------	-----

## 雑 報

事後調査報告書について.....	(環境政策課) ...	247
------------------	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第234号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 区域

四国中央市中之庄町字浜之前1686番、1687番、1688番、1689番、

1690番、1691番、1692番1、1692番2、1692番3、1693番、1694番1、1694番2、1694番3、1694番4、1695番、1696番、1697番、1698番、1699番、1700番1、1700番2、1701番、1702番、1703番、1704番、1705番、1706番、1707番、1708番、1710番1、1710番2、1712番、1713番、1714番及び1715番並びに三島金子一丁目字金子2200番1、2200番2、2200番3、2200番4、2200番5、2200番6、2200番7、2200番8、2200番9、2200番10、2200番11、2200番12、2200番13、2200番14、2200番15及び2200番16

#### 2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30

0号)第13条の2第1号

○愛媛県告示第235号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

四国中央市川之江町4116番、4117番、4118番、4119番1、4119番2、4120番1、4120番2、4120番3、4120番4、4120番5、4120番6、4120番7、4120番8、4120番9、4120番10、4121番1、4121番2、4121番3、4121番4、4121番5、4121番6、4121番7、4121番8、4121番9、4121番10、4124番、4130番、4131番、4132番、4133番、4134番1、4134番2、4134番3、4135番、4136番1、4136番2、4136番3、4136番4、4136番5、4136番6、4137番1、4137番2、4137番3、4137番4、4137番5、4138番、4181番1、4181番2、4181番3、4181番4、4181番5、4181番6、4185番1、4185番2、4185番3及び4185番4

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

○愛媛県告示第236号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

四国中央市三島中央一丁目字陣屋2315番1、2315番2、2315番3、2315番4、2315番5、2315番6、2315番7、2315番8、2317番、2318番、2319番、2320番、2321番、2322番、2323番、2324番、2325番、2326番、2327番、2328番、2329番、2330番、2331番、2332番、2333番、2334番、2335番、2340番、2341番及び2342番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

○愛媛県告示第237号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市丹原町田野上方1916番、1922番及び1924番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第2号

○愛媛県告示第238号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市小松町新屋敷字臼谷乙26番10の一部、乙26番11の一部、乙26番12、乙26番13、乙26番15の一部、乙26番16、乙26番22の一部、乙26番23の一部及び乙26番50の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第239号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

東温市河之内字大小屋乙628番1の一部及び乙628番37の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県中予保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第240号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西宇和郡伊方町二見字藤ヶ屋敷乙1370番2、九町字アラカヤ2番耕地105番の一部、2番耕地106番、2番耕地107番1、2番耕地108番、2番耕地109番、2番耕地116番2の一部、2番耕地116番6の一部及び2番耕地116番7の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第241号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地128番、2番耕地131番、2番耕地197番3、2番耕地209番12、2番耕地211番1、2番耕地212番1、2番耕地212番2及び2番耕地213番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第242号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 区域  
大洲市柴甲2235番2、甲2236番、甲2238番1及び甲2238番2
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号

○愛媛県告示第243号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 区域  
西宇和郡伊方町松3646番
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第244号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 区域  
西宇和郡伊方町九町字アキツ6番耕地840番1及び6番耕地840番14
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第245号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第

○愛媛県告示第248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 変更の届出の概要

15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 区域  
西宇和郡伊方町三机字堺谷乙34番の一部（次の図のとおり）
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第246号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 区域  
北宇和郡松野町大字延野々2924番の一部、3132番の一部、3133番の一部及び3134番の一部（次の図のとおり）
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第247号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社伊予鉄高島屋ほか3者	株式会社伊予鉄高島屋ほか4者	令和5年2月23日	令和5年2月27日

○愛媛県告示第249号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	半地地区（松山市）	令和5年2月16日

○愛媛県告示第250号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めためたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

河原津加入区

○愛媛県告示第251号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成31年3月愛媛県告示第182号）による保険に付すべき義務は、令和5年3月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

河原津加入区

○愛媛県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、愛媛県土木部道路都市局道路維持課及び南予地方局八幡浜土木事務所において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域
一 般 国 道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番2から 同市大平1番耕地374番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月25日

○愛媛県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙262番8から 同町上畑野川2499番2まで	令和5年3月10日

○愛媛県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年3月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和5年2月24日あったので公表する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 令和5年度年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和5年3月25日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法人名	所在地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和5年1月7日から令和5年2月12日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

造園（造園工事作業）

3級

受検番号	受検番号
B 1	B 2

機械加工

特級

受検番号
C 1

一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160 - 1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和5年2月28日あったので公表する。

令和5年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 令和5年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 令和5年3月21日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法人名	所在地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13
A甲 14	A甲 15	A甲 17	A甲 18	A甲 19	

工場板金（機械板金作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
C 1	C 2	C 3

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

機械検査（機械検査作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1	C 2	C 6

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 13	A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 17	A甲 18
A甲 19	A甲 20	A甲 21	A甲 22	A甲 23	A甲 24
A甲 25	A甲 26	A甲 27	A甲 28	C 1	C 2

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受検番号
A甲 1

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 3	C 4

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	C 1

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 3	C 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	C 1			

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 5	A甲 6	C 1

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5	A甲 6	A甲 8
B 1	C 1	C 2	C 3		

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7

3級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

家具製作（家具手加工作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5

プラスチック成形

特級

受検番号
A甲 3

パン製造（パン製造作業）

1級

受検番号
A甲 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	C 1

建築大工（大工工事作業）

2級

受検番号
C 2

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 8	A甲 3 C 1	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7

配管（建築配管作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 12	C 3



3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 21	A 甲 22	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 28	A 甲 29
A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	C 1	C 2	

配管（プラント配管作業）

1級

受 検 番 号
B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号
C 1

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 1

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 13	A甲 14	A甲 15	A甲 17	A甲 18	A甲 19
A甲 20	A甲 21	A甲 22	A甲 23	A甲 25	A甲 26
A甲 27	A甲 28	A甲 29	A甲 30	A甲 31	A甲 33
A甲 35					

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事業業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	C 1	C 2	C 3

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

2級

受検番号
A甲 1

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業業）

1級

受検番号
A甲 2

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 5	A甲 8	A甲 13	A甲 15
C 3	C 5	C 7			

3級

受検番号
A甲 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受検番号
A甲 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 5

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 2

2級

受検番号
C 1

---

人事委員会規則

---

○愛媛県人事委員会規則 6 214

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正）

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係） 行政職群級別職務区分表			別表第1（第4条関係） 行政職群級別職務区分表		
職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
4級		専門員 _____	4級		専門員（4級）
5級		省略 _____	5級		省略 専門員（5級）
省略		省略	省略		省略

備考 省略

別表第5（第4条関係）

医療職群(□)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
5級		専門員_____
6級		省略 _____
省略		省略

備考 省略

備考 省略

別表第5（第4条関係）

医療職群(□)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
5級		専門員（5級）
6級		省略 専門員（6級）
省略		省略

備考 省略

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則70）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第5条、第8条第3項、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条並びに附則第28項の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p><b>第1条の2</b> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額について、条例第4条第11項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>2 _____ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、条例第4条第12項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</p> <p><b>第1条の3</b> 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により採用された職員について、条例第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p><b>第1条の4</b> 条例附則第19項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</p> <p><b>第20条の3</b> 省略</p> <p>（給料月額の異動の通知）</p> <p><b>第20条の4</b> 任命権者は、条例附則第19項及び第20項の規定の適用により職員の給料月額に異動がある場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第5条、第8条第3項、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条_____の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p><b>第1条の2</b> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員_____について、条例第4条第12項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員_____の給料月額とする。</p> <p><b>第1条の3</b> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める_____職員について、条例第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p><b>第20条の3</b> 省略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合において、前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、<u>これらの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、当該昇格させた職員の号給を決定することができる。</u></p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p><b>第23条</b> 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第33の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、<u>当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</u></p> <p><b>別表第10</b>(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級別職務区分表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 専門学芸員 省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 専門学芸員 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">5級</td> <td rowspan="6">知事の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			4級	知事の事務部局	省略 専門学芸員 省略	教育委員会の事務部局	省略 専門学芸員 省略	省略		5級	知事の事務部局	省略	_____	_____	_____	_____	_____	<p>(昇格の場合の号給)</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項 _____の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする _____。</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p><b>第23条</b> 職員を降格させた場合におけるその者の号給は _____、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) _____とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。</p> <p>4 中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、<u>中学校・小学校教育職員給料表の備考又は高等学校等教育職員給料表の備考の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。</u></p> <p><b>別表第10</b>(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級別職務区分表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4級</td> <td rowspan="2">知事の事務部局</td> <td>省略 専門学芸員(4級) 省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 専門学芸員(4級) 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">5級</td> <td rowspan="8">知事の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td>専門員(5級)</td></tr> <tr><td>専門学芸員(5級)</td></tr> <tr><td>科長(5級)</td></tr> <tr><td>消防防災航空隊長(5級)</td></tr> <tr><td>船長(5級)</td></tr> <tr><td>機関長(5級)</td></tr> <tr><td>査察指導員(5級)</td></tr> <tr><td>農業大学校助教授(5級)</td></tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			4級	知事の事務部局	省略 専門学芸員(4級) 省略	教育委員会の事務部局	省略 専門学芸員(4級) 省略	省略			5級	知事の事務部局	省略	専門員(5級)	専門学芸員(5級)	科長(5級)	消防防災航空隊長(5級)	船長(5級)	機関長(5級)	査察指導員(5級)	農業大学校助教授(5級)
職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																													
省略																																															
4級	知事の事務部局	省略 専門学芸員 省略																																													
	教育委員会の事務部局	省略 専門学芸員 省略																																													
	省略																																														
5級	知事の事務部局	省略																																													
		_____																																													
		_____																																													
		_____																																													
		_____																																													
		_____																																													
職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																													
省略																																															
4級	知事の事務部局	省略 専門学芸員(4級) 省略																																													
		教育委員会の事務部局	省略 専門学芸員(4級) 省略																																												
	省略																																														
5級	知事の事務部局	省略																																													
		専門員(5級)																																													
		専門学芸員(5級)																																													
		科長(5級)																																													
		消防防災航空隊長(5級)																																													
		船長(5級)																																													
		機関長(5級)																																													
		査察指導員(5級)																																													
農業大学校助教授(5級)																																															

人事委員会の事務部局	省略
教育委員会の事務部局	省略
	省略
警察の事務部局	省略
省略	

2～4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略
省略		

6～8 省略

別表第17(第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級 特2級
省略			
主幹教諭及び指導教諭	省略		
教諭、養護教諭、栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。)及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)	省略		
省略			

備考 省略

別表第18(第4条関係)

高等学校等教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級 特2級
校長	大学卒	0	0
	短大卒	0	0

人事委員会の事務部局	省略
	専門員(5級)
議会の事務部局	専門員(5級)
監査委員の事務部局	
教育委員会の事務部局	省略
	専門学芸員(5級)
	省略
	専門員(5級)
	船長(5級)
	機関長(5級)
	無線局長(5級)
警察の事務部局	省略
	専門員(5級)
省略	

2～4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略
		専門員(6級)
	教育委員会の事務部局	学校栄養職員(6級)
省略		

6～8 省略

別表第17(第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級 特2級
省略			
主幹教諭	省略		
教諭、養護教諭、栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。)及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)	省略		
省略			

備考 省略

別表第18(第4条関係)

高等学校等教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
校長	大学卒	0	
	短大卒	0	

教頭	大学卒		0	<u>0</u>
	短大卒		0	<u>0</u>
指導教諭	大学卒		<u>0</u>	<u>7</u>
	短大卒		<u>0</u>	<u>9.5</u>
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	大学卒		0	
	短大卒	0	2.5	
栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	0	別に定める	
	短大卒	0	別に定める	
	高校卒	0	別に定める	

備考 省略

別表第33（第22条関係）

昇格時号給対応表

1～7 省略

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1～40	省略
41	<u>1</u>
42	<u>2</u>
43	<u>3</u>
44	<u>4</u>
45	<u>5</u>
46	<u>6</u>
47	<u>7</u>
48	<u>8</u>
49	<u>9</u>
50	<u>10</u>
51	<u>11</u>
52	<u>12</u>
53	<u>13</u>
54	<u>14</u>
55	<u>15</u>

教頭	大学卒		0	
	短大卒		0	
指導教諭	大学卒			
	短大卒			
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	大学卒		0	
	短大卒	0	2.5	
栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	0	別に定める	
	短大卒	0	別に定める	
	高校卒	0	別に定める	

備考 省略

別表第33（第22条関係）

昇格時号給対応表

1～7 省略

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1～40	省略
41	<u>2</u>
42	<u>3</u>
43	<u>4</u>
44	<u>5</u>
45	<u>6</u>
46	<u>7</u>
47	<u>8</u>
48	<u>9</u>
49	<u>10</u>
50	<u>11</u>
51	<u>12</u>
52	<u>13</u>
53	<u>14</u>
54	<u>15</u>
55	<u>16</u>

56	<u>16</u>
57	<u>17</u>
58	<u>18</u>
59	<u>19</u>
60	<u>20</u>
61	<u>21</u>
62	<u>22</u>
63	<u>23</u>
64	<u>24</u>
65	<u>25</u>
66	<u>26</u>
67	<u>27</u>
68	<u>28</u>
69	<u>29</u>
70	<u>30</u>
71	<u>31</u>
72	<u>32</u>
73	<u>33</u>
74	<u>34</u>
75	<u>35</u>
76	<u>36</u>
77	<u>37</u>
78	<u>38</u>
79	<u>39</u>
80	<u>40</u>
81	<u>41</u>
82	<u>42</u>
83	<u>43</u>
84	<u>44</u>
85	<u>45</u>
86	<u>46</u>
87	<u>47</u>
88	<u>48</u>
89	<u>49</u>
90	<u>50</u>
91	<u>51</u>
92	<u>52</u>
93	<u>53</u>
94	<u>54</u>
95	<u>55</u>
96	<u>56</u>
97	<u>57</u>
98	<u>58</u>
99	<u>59</u>

56	<u>17</u>
57	<u>18</u>
58	<u>19</u>
59	<u>20</u>
60	<u>21</u>
61	<u>22</u>
62	<u>23</u>
63	<u>24</u>
64	<u>25</u>
65	<u>26</u>
66	<u>27</u>
67	<u>28</u>
68	<u>29</u>
69	<u>30</u>
70	<u>31</u>
71	<u>32</u>
72	<u>33</u>
73	<u>34</u>
74	<u>35</u>
75	<u>36</u>
76	<u>37</u>
77	<u>38</u>
78	<u>39</u>
79	<u>40</u>
80	<u>41</u>
81	<u>42</u>
82	<u>43</u>
83	<u>44</u>
84	<u>45</u>
85	<u>46</u>
86	<u>47</u>
87	<u>48</u>
88	<u>49</u>
89	<u>50</u>
90	<u>51</u>
91	<u>52</u>
92	<u>53</u>
93	<u>54</u>
94	<u>55</u>
95	<u>56</u>
96	<u>57</u>
97	<u>58</u>
98	<u>59</u>
99	<u>60</u>



100	<u>60</u>
101	<u>61</u>
102	<u>62</u>
103	<u>63</u>
104	<u>64</u>
105	<u>65</u>
106	<u>66</u>
107	<u>67</u>
108	<u>68</u>
109	<u>69</u>
110	<u>69</u>
111	<u>70</u>
112	<u>70</u>
113	<u>71</u>
114	<u>71</u>
115	<u>72</u>
116	<u>72</u>
117	<u>73</u>
118	<u>74</u>
119	<u>75</u>
120	<u>76</u>
121	<u>77</u>
122・123	省略
124	<u>80</u>
125	<u>81</u>
126	<u>81</u>
127	<u>82</u>
128	<u>82</u>
129	<u>83</u>
130	<u>83</u>
131	<u>83</u>
132	<u>84</u>
133	<u>84</u>
134～137	省略
138	<u>85</u>
139	<u>85</u>
140	<u>85</u>
141	<u>86</u>
142	<u>86</u>
143	<u>86</u>
144	省略
145	<u>87</u>
146	<u>87</u>
147・148	省略

100	<u>61</u>
101	<u>62</u>
102	<u>63</u>
103	<u>64</u>
104	<u>65</u>
105	<u>66</u>
106	<u>67</u>
107	<u>68</u>
108	<u>69</u>
109	<u>70</u>
110	<u>70</u>
111	<u>71</u>
112	<u>71</u>
113	<u>72</u>
114	<u>72</u>
115	<u>73</u>
116	<u>73</u>
117	<u>74</u>
118	<u>75</u>
119	<u>76</u>
120	<u>77</u>
121	<u>78</u>
122・123	省略
124	<u>79</u>
125	<u>80</u>
126	<u>80</u>
127	<u>81</u>
128	<u>81</u>
129	<u>82</u>
130	<u>82</u>
131	<u>82</u>
132	<u>83</u>
133	<u>83</u>
134～137	省略
138	<u>86</u>
139	<u>86</u>
140	<u>86</u>
141	<u>87</u>
142	<u>87</u>
143	<u>87</u>
144	省略
145	<u>88</u>
146	<u>88</u>
147・148	省略

149	88
150～157	省略

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～9	省略
10	<u>2</u>
11	<u>3</u>
12	<u>4</u>
13	<u>5</u>
14	<u>6</u>
15	<u>7</u>
16	<u>8</u>
17	<u>9</u>
18	<u>10</u>
19	<u>11</u>
20	<u>12</u>
21	<u>13</u>
22	<u>14</u>
23	<u>15</u>
24	<u>16</u>
25	<u>17</u>
26	<u>18</u>
27	<u>19</u>
28	<u>20</u>
29	<u>21</u>
30	<u>22</u>
31	<u>23</u>
32	<u>24</u>
33	<u>25</u>
34	<u>26</u>
35	<u>27</u>
36	<u>28</u>
37	<u>29</u>
38	<u>30</u>
39	<u>31</u>
40	<u>32</u>
41	<u>33</u>
42	<u>34</u>
43	<u>35</u>
44	<u>36</u>
45	<u>37</u>

149	89
150～157	省略

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～9	省略
10	<u>1</u>
11	<u>2</u>
12	<u>3</u>
13	<u>4</u>
14	<u>5</u>
15	<u>6</u>
16	<u>7</u>
17	<u>8</u>
18	<u>9</u>
19	<u>10</u>
20	<u>11</u>
21	<u>12</u>
22	<u>13</u>
23	<u>14</u>
24	<u>15</u>
25	<u>16</u>
26	<u>17</u>
27	<u>18</u>
28	<u>19</u>
29	<u>20</u>
30	<u>21</u>
31	<u>22</u>
32	<u>23</u>
33	<u>24</u>
34	<u>25</u>
35	<u>26</u>
36	<u>27</u>
37	<u>28</u>
38	<u>29</u>
39	<u>30</u>
40	<u>31</u>
41	<u>32</u>
42	<u>33</u>
43	<u>34</u>
44	<u>35</u>
45	<u>36</u>

46	<u>38</u>
47	<u>39</u>
48	<u>40</u>
49	<u>41</u>
50	<u>42</u>
51	<u>43</u>
52	<u>44</u>
53	<u>45</u>
54	<u>46</u>
55	<u>47</u>
56	<u>48</u>
57	<u>49</u>
58	<u>50</u>
59	<u>51</u>
60	<u>52</u>
61	<u>53</u>
62	<u>54</u>
63	<u>55</u>
64	<u>56</u>
65	<u>57</u>
66	<u>58</u>
67	<u>59</u>
68	<u>60</u>
69	<u>61</u>
70	<u>62</u>
71	<u>63</u>
72	<u>64</u>
73	<u>65</u>
74	<u>66</u>
75	<u>67</u>
76	<u>68</u>
77	<u>69</u>
78・79	省略
80	<u>70</u>
81	<u>71</u>
82	<u>72</u>
83	<u>73</u>
84・85	省略
86	<u>75</u>
87～104	省略
105	<u>88</u>
106	<u>89</u>
107～117	省略

46	<u>37</u>
47	<u>38</u>
48	<u>39</u>
49	<u>40</u>
50	<u>41</u>
51	<u>42</u>
52	<u>43</u>
53	<u>44</u>
54	<u>45</u>
55	<u>46</u>
56	<u>47</u>
57	<u>48</u>
58	<u>49</u>
59	<u>50</u>
60	<u>51</u>
61	<u>52</u>
62	<u>53</u>
63	<u>54</u>
64	<u>55</u>
65	<u>56</u>
66	<u>57</u>
67	<u>58</u>
68	<u>59</u>
69	<u>60</u>
70	<u>61</u>
71	<u>62</u>
72	<u>63</u>
73	<u>64</u>
74	<u>65</u>
75	<u>66</u>
76	<u>67</u>
77	<u>68</u>
78・79	省略
80	<u>71</u>
81	<u>72</u>
82	<u>73</u>
83	<u>74</u>
84・85	省略
86	<u>74</u>
87～104	省略
105	<u>87</u>
106	<u>88</u>
107～117	省略

8 省略

9 高等学校等教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給

対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>1</u>
<u>27</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>1</u>
<u>30</u>	<u>2</u>
<u>31</u>	<u>3</u>
<u>32</u>	<u>4</u>
<u>33</u>	<u>5</u>
<u>34</u>	<u>6</u>
<u>35</u>	<u>7</u>
<u>36</u>	<u>8</u>
<u>37</u>	<u>9</u>
<u>38</u>	<u>10</u>

8 省略

<u>39</u>	<u>11</u>
<u>40</u>	<u>12</u>
<u>41</u>	<u>13</u>
<u>42</u>	<u>14</u>
<u>43</u>	<u>15</u>
<u>44</u>	<u>16</u>
<u>45</u>	<u>17</u>
<u>46</u>	<u>18</u>
<u>47</u>	<u>19</u>
<u>48</u>	<u>20</u>
<u>49</u>	<u>21</u>
<u>50</u>	<u>22</u>
<u>51</u>	<u>23</u>
<u>52</u>	<u>24</u>
<u>53</u>	<u>25</u>
<u>54</u>	<u>26</u>
<u>55</u>	<u>27</u>
<u>56</u>	<u>28</u>
<u>57</u>	<u>29</u>
<u>58</u>	<u>30</u>
<u>59</u>	<u>31</u>
<u>60</u>	<u>32</u>
<u>61</u>	<u>33</u>
<u>62</u>	<u>34</u>
<u>63</u>	<u>35</u>
<u>64</u>	<u>36</u>
<u>65</u>	<u>37</u>
<u>66</u>	<u>38</u>
<u>67</u>	<u>39</u>
<u>68</u>	<u>40</u>
<u>69</u>	<u>41</u>
<u>70</u>	<u>42</u>
<u>71</u>	<u>43</u>
<u>72</u>	<u>44</u>
<u>73</u>	<u>45</u>
<u>74</u>	<u>46</u>
<u>75</u>	<u>47</u>
<u>76</u>	<u>48</u>
<u>77</u>	<u>49</u>
<u>78</u>	<u>50</u>
<u>79</u>	<u>51</u>
<u>80</u>	<u>52</u>
<u>81</u>	<u>53</u>
<u>82</u>	<u>54</u>

<u>83</u>	<u>55</u>
<u>84</u>	<u>56</u>
<u>85</u>	<u>57</u>
<u>86</u>	<u>58</u>
<u>87</u>	<u>59</u>
<u>88</u>	<u>60</u>
<u>89</u>	<u>61</u>
<u>90</u>	<u>62</u>
<u>91</u>	<u>63</u>
<u>92</u>	<u>64</u>
<u>93</u>	<u>65</u>
<u>94</u>	<u>66</u>
<u>95</u>	<u>67</u>
<u>96</u>	<u>68</u>
<u>97</u>	<u>69</u>
<u>98</u>	<u>70</u>
<u>99</u>	<u>71</u>
<u>100</u>	<u>72</u>
<u>101</u>	<u>73</u>
<u>102</u>	<u>74</u>
<u>103</u>	<u>75</u>
<u>104</u>	<u>76</u>
<u>105</u>	<u>77</u>
<u>106</u>	<u>77</u>
<u>107</u>	<u>78</u>
<u>108</u>	<u>78</u>
<u>109</u>	<u>79</u>
<u>110</u>	<u>79</u>
<u>111</u>	<u>80</u>
<u>112</u>	<u>80</u>
<u>113</u>	<u>81</u>
<u>114</u>	<u>81</u>
<u>115</u>	<u>82</u>
<u>116</u>	<u>82</u>
<u>117</u>	<u>83</u>
<u>118</u>	<u>83</u>
<u>119</u>	<u>84</u>
<u>120</u>	<u>84</u>
<u>121</u>	<u>84</u>
<u>122</u>	<u>84</u>
<u>123</u>	<u>85</u>
<u>124</u>	<u>85</u>
<u>125</u>	<u>85</u>
<u>126</u>	<u>85</u>

<u>127</u>	<u>85</u>
<u>128</u>	<u>85</u>
<u>129</u>	<u>86</u>
<u>130</u>	<u>86</u>
<u>131</u>	<u>86</u>
<u>132</u>	<u>86</u>
<u>133</u>	<u>86</u>
<u>134</u>	<u>86</u>
<u>135</u>	<u>87</u>
<u>136</u>	<u>87</u>
<u>137</u>	<u>87</u>
<u>138</u>	<u>87</u>
<u>139</u>	<u>87</u>
<u>140</u>	<u>88</u>
<u>141</u>	<u>88</u>
<u>142</u>	<u>88</u>
<u>143</u>	<u>88</u>
<u>144</u>	<u>88</u>
<u>145</u>	<u>88</u>

10 高等学校等教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給  
対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>

<u>21</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>2</u>
<u>27</u>	<u>3</u>
<u>28</u>	<u>4</u>
<u>29</u>	<u>5</u>
<u>30</u>	<u>6</u>
<u>31</u>	<u>7</u>
<u>32</u>	<u>8</u>
<u>33</u>	<u>9</u>
<u>34</u>	<u>10</u>
<u>35</u>	<u>11</u>
<u>36</u>	<u>12</u>
<u>37</u>	<u>13</u>
<u>38</u>	<u>14</u>
<u>39</u>	<u>15</u>
<u>40</u>	<u>16</u>
<u>41</u>	<u>17</u>
<u>42</u>	<u>18</u>
<u>43</u>	<u>19</u>
<u>44</u>	<u>20</u>
<u>45</u>	<u>21</u>
<u>46</u>	<u>22</u>
<u>47</u>	<u>23</u>
<u>48</u>	<u>24</u>
<u>49</u>	<u>25</u>
<u>50</u>	<u>26</u>
<u>51</u>	<u>27</u>
<u>52</u>	<u>28</u>
<u>53</u>	<u>29</u>
<u>54</u>	<u>30</u>
<u>55</u>	<u>31</u>
<u>56</u>	<u>32</u>
<u>57</u>	<u>33</u>
<u>58</u>	<u>34</u>
<u>59</u>	<u>35</u>
<u>60</u>	<u>36</u>
<u>61</u>	<u>37</u>
<u>62</u>	<u>38</u>
<u>63</u>	<u>39</u>
<u>64</u>	<u>40</u>



<u>65</u>	<u>41</u>
<u>66</u>	<u>42</u>
<u>67</u>	<u>43</u>
<u>68</u>	<u>44</u>
<u>69</u>	<u>45</u>
<u>70</u>	<u>46</u>
<u>71</u>	<u>47</u>
<u>72</u>	<u>48</u>
<u>73</u>	<u>49</u>
<u>74</u>	<u>49</u>
<u>75</u>	<u>50</u>
<u>76</u>	<u>50</u>
<u>77</u>	<u>51</u>
<u>78</u>	<u>52</u>
<u>79</u>	<u>53</u>
<u>80</u>	<u>54</u>
<u>81</u>	<u>55</u>
<u>82</u>	<u>56</u>
<u>83</u>	<u>57</u>
<u>84</u>	<u>57</u>
<u>85</u>	<u>58</u>
<u>86</u>	<u>59</u>
<u>87</u>	<u>60</u>
<u>88</u>	<u>60</u>
<u>89</u>	<u>61</u>
<u>90</u>	<u>62</u>
<u>91</u>	<u>62</u>
<u>92</u>	<u>63</u>
<u>93</u>	<u>64</u>
<u>94</u>	<u>65</u>
<u>95</u>	<u>65</u>
<u>96</u>	<u>66</u>
<u>97</u>	<u>67</u>
<u>98</u>	<u>67</u>
<u>99</u>	<u>67</u>
<u>100</u>	<u>68</u>
<u>101</u>	<u>68</u>
<u>102</u>	<u>69</u>
<u>103</u>	<u>69</u>
<u>104</u>	<u>70</u>
<u>105</u>	<u>70</u>
<u>106</u>	<u>70</u>
<u>107</u>	<u>71</u>
<u>108</u>	<u>71</u>

109	71
110	71
111	72
112	72
113	72
114	72
115	72
116	72
117	73

別表第33の2（第23条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	34	18	18	10	10	14	14	18
3	35	19	19	11	11	15	15	19
4	36	20	20	12	12	16	16	20
5	37	21	21	13	13	17	17	21
6	38	22	22	14	14	18	18	22
7	39	23	23	15	15	19	19	23
8	40	24	24	16	16	20	20	24
9	41	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	59	41	41	33	33	42	38	45
26	62	42	42	34	34	44	40	45
27	65	43	43	35	35	46	42	45
28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	70	45	45	37	37	52	52	45
30	72	46	46	38	38	56	57	45

<u>31</u>	<u>74</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>67</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>32</u>	<u>76</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>80</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>33</u>	<u>78</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>82</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>34</u>	<u>80</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>84</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>35</u>	<u>82</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>36</u>	<u>84</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>37</u>	<u>86</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>38</u>	<u>88</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>39</u>	<u>90</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>40</u>	<u>92</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>41</u>	<u>93</u>	<u>58</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>42</u>	<u>93</u>	<u>60</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>43</u>	<u>93</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>54</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>44</u>	<u>93</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>45</u>	<u>93</u>	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>53</u>	<u>58</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>46</u>	<u>93</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>85</u>		
<u>47</u>	<u>93</u>	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>55</u>	<u>62</u>	<u>85</u>		
<u>48</u>	<u>93</u>	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>85</u>		
<u>49</u>	<u>93</u>	<u>76</u>	<u>75</u>	<u>57</u>	<u>66</u>	<u>85</u>		
<u>50</u>	<u>93</u>	<u>80</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>76</u>	<u>85</u>		
<u>51</u>	<u>93</u>	<u>84</u>	<u>81</u>	<u>59</u>	<u>88</u>	<u>85</u>		
<u>52</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>84</u>	<u>60</u>	<u>92</u>	<u>85</u>		
<u>53</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>61</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>54</u>	<u>93</u>	<u>98</u>	<u>92</u>	<u>62</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>55</u>	<u>93</u>	<u>103</u>	<u>97</u>	<u>63</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>56</u>	<u>93</u>	<u>109</u>	<u>102</u>	<u>64</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>57</u>	<u>93</u>	<u>115</u>	<u>107</u>	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>58</u>	<u>93</u>	<u>121</u>	<u>112</u>	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>59</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>67</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>60</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>68</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>61</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>69</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>62</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>70</u>	<u>93</u>			
<u>63</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>71</u>	<u>93</u>			
<u>64</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>72</u>	<u>93</u>			
<u>65</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>73</u>	<u>93</u>			
<u>66</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>74</u>	<u>93</u>			
<u>67</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>75</u>	<u>93</u>			
<u>68</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>93</u>			
<u>69</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>85</u>	<u>93</u>			
<u>70</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>88</u>	<u>93</u>			
<u>71</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>89</u>	<u>93</u>			
<u>72</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>90</u>	<u>93</u>			
<u>73</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>91</u>	<u>93</u>			
<u>74</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>92</u>	<u>93</u>			

<u>75</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>94</u>	<u>93</u>			
<u>76</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>96</u>	<u>93</u>			
<u>77</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>97</u>	<u>93</u>			
<u>78</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>98</u>	<u>93</u>			
<u>79</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>99</u>	<u>93</u>			
<u>80</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>100</u>	<u>93</u>			
<u>81</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>	<u>93</u>			
<u>82</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>	<u>93</u>			
<u>83</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>	<u>93</u>			
<u>84</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>	<u>93</u>			
<u>85</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>	<u>93</u>			
<u>86</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>87</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>88</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>89</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>90</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>91</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>92</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>93</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>101</u>				
<u>94</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>95</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>96</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>97</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>98</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>99</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>100</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>101</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>					
<u>102</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>103</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>104</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>105</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>106</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>107</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>108</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>109</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>110</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>111</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>112</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>113</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>114</u>	<u>93</u>							
<u>115</u>	<u>93</u>							
<u>116</u>	<u>93</u>							
<u>117</u>	<u>93</u>							
<u>118</u>	<u>93</u>							

119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	14	18	26	10	10	14	14
3	11	15	19	27	11	11	15	15
4	12	16	20	28	12	12	16	16
5	13	17	21	29	13	13	17	17
6	14	18	22	30	14	14	18	18
7	15	19	23	31	15	15	19	19
8	16	20	24	32	16	16	20	20
9	17	21	25	33	17	17	21	21
10	18	22	26	34	18	18	22	22
11	19	23	27	35	19	19	23	23
12	20	24	28	36	20	20	24	24
13	21	25	29	37	21	21	25	25
14	22	26	30	38	22	22	26	26
15	23	27	31	39	23	23	27	27
16	24	28	32	40	24	24	28	28
17	25	29	33	41	25	25	29	29
18	26	30	34	42	26	26	30	30
19	27	31	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	30	34	38	46	30	30	34	34
23	31	35	39	47	31	31	35	35
24	32	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	34	38	42	50	34	34	38	38
27	35	39	43	51	35	35	39	39
28	36	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49
31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61

33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	62	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		

<u>77</u>	<u>86</u>	<u>89</u>	<u>97</u>	<u>125</u>	<u>87</u>	<u>93</u>		
<u>78</u>	<u>88</u>	<u>90</u>	<u>98</u>	<u>125</u>	<u>88</u>	<u>93</u>		
<u>79</u>	<u>90</u>	<u>91</u>	<u>99</u>	<u>125</u>	<u>89</u>	<u>93</u>		
<u>80</u>	<u>92</u>	<u>92</u>	<u>100</u>	<u>125</u>	<u>90</u>	<u>93</u>		
<u>81</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>101</u>	<u>125</u>	<u>91</u>	<u>93</u>		
<u>82</u>	<u>94</u>	<u>94</u>	<u>102</u>	<u>125</u>	<u>92</u>	<u>93</u>		
<u>83</u>	<u>95</u>	<u>95</u>	<u>103</u>	<u>125</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>84</u>	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>104</u>	<u>125</u>	<u>94</u>	<u>93</u>		
<u>85</u>	<u>97</u>	<u>97</u>	<u>105</u>	<u>125</u>	<u>95</u>	<u>93</u>		
<u>86</u>	<u>98</u>	<u>98</u>	<u>106</u>	<u>125</u>	<u>96</u>			
<u>87</u>	<u>99</u>	<u>99</u>	<u>107</u>	<u>125</u>	<u>98</u>			
<u>88</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>108</u>	<u>125</u>	<u>100</u>			
<u>89</u>	<u>101</u>	<u>102</u>	<u>110</u>	<u>125</u>	<u>101</u>			
<u>90</u>	<u>102</u>	<u>104</u>	<u>112</u>	<u>125</u>	<u>101</u>			
<u>91</u>	<u>103</u>	<u>106</u>	<u>114</u>	<u>125</u>	<u>101</u>			
<u>92</u>	<u>104</u>	<u>108</u>	<u>116</u>	<u>125</u>	<u>101</u>			
<u>93</u>	<u>106</u>	<u>109</u>	<u>118</u>	<u>125</u>	<u>101</u>			
<u>94</u>	<u>108</u>	<u>110</u>	<u>120</u>	<u>125</u>				
<u>95</u>	<u>110</u>	<u>111</u>	<u>122</u>	<u>125</u>				
<u>96</u>	<u>112</u>	<u>112</u>	<u>132</u>	<u>125</u>				
<u>97</u>	<u>114</u>	<u>113</u>	<u>137</u>	<u>125</u>				
<u>98</u>	<u>116</u>	<u>114</u>	<u>138</u>	<u>125</u>				
<u>99</u>	<u>118</u>	<u>115</u>	<u>139</u>	<u>125</u>				
<u>100</u>	<u>120</u>	<u>116</u>	<u>141</u>	<u>125</u>				
<u>101</u>	<u>122</u>	<u>119</u>	<u>141</u>	<u>125</u>				
<u>102</u>	<u>124</u>	<u>122</u>	<u>141</u>					
<u>103</u>	<u>125</u>	<u>125</u>	<u>141</u>					
<u>104</u>	<u>125</u>	<u>128</u>	<u>141</u>					
<u>105</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>106</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>107</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>108</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>109</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>110</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>111</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>112</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>113</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>114</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>115</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>116</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>117</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>118</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>119</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					
<u>120</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>					

<u>121</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>				
<u>122</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>				
<u>123</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>				
<u>124</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>				
<u>125</u>	<u>125</u>	<u>129</u>	<u>141</u>				
<u>126</u>	<u>125</u>	<u>129</u>					
<u>127</u>	<u>125</u>	<u>129</u>					
<u>128</u>	<u>125</u>	<u>129</u>					
<u>129</u>	<u>125</u>	<u>129</u>					
<u>130</u>		<u>129</u>					
<u>131</u>		<u>129</u>					
<u>132</u>		<u>129</u>					
<u>133</u>		<u>129</u>					
<u>134</u>		<u>129</u>					
<u>135</u>		<u>129</u>					
<u>136</u>		<u>129</u>					
<u>137</u>		<u>129</u>					
<u>138</u>		<u>129</u>					
<u>139</u>		<u>129</u>					
<u>140</u>		<u>129</u>					
<u>141</u>		<u>129</u>					

3 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	<u>1 級</u>	<u>2 級</u>	<u>3 級</u>	<u>4 級</u>
<u>1</u>	<u>25</u>	<u>33</u>	<u>17</u>	<u>21</u>
<u>2</u>	<u>26</u>	<u>34</u>	<u>18</u>	<u>22</u>
<u>3</u>	<u>27</u>	<u>35</u>	<u>19</u>	<u>23</u>
<u>4</u>	<u>28</u>	<u>36</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
<u>5</u>	<u>29</u>	<u>37</u>	<u>21</u>	<u>25</u>
<u>6</u>	<u>30</u>	<u>38</u>	<u>22</u>	<u>26</u>
<u>7</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>23</u>	<u>27</u>
<u>8</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
<u>9</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
<u>10</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
<u>11</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
<u>12</u>	<u>36</u>	<u>44</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>13</u>	<u>37</u>	<u>45</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>14</u>	<u>38</u>	<u>46</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
<u>15</u>	<u>39</u>	<u>47</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
<u>16</u>	<u>40</u>	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
<u>17</u>	<u>41</u>	<u>50</u>	<u>33</u>	<u>38</u>
<u>18</u>	<u>42</u>	<u>52</u>	<u>34</u>	<u>40</u>



<u>19</u>	<u>43</u>	<u>54</u>	<u>35</u>	<u>42</u>
<u>20</u>	<u>44</u>	<u>56</u>	<u>36</u>	<u>44</u>
<u>21</u>	<u>46</u>	<u>59</u>	<u>37</u>	<u>46</u>
<u>22</u>	<u>48</u>	<u>62</u>	<u>38</u>	<u>48</u>
<u>23</u>	<u>50</u>	<u>65</u>	<u>39</u>	<u>50</u>
<u>24</u>	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>40</u>	<u>52</u>
<u>25</u>	<u>54</u>	<u>70</u>	<u>41</u>	<u>54</u>
<u>26</u>	<u>56</u>	<u>72</u>	<u>42</u>	<u>58</u>
<u>27</u>	<u>58</u>	<u>74</u>	<u>43</u>	<u>61</u>
<u>28</u>	<u>60</u>	<u>76</u>	<u>44</u>	<u>64</u>
<u>29</u>	<u>62</u>	<u>77</u>	<u>46</u>	<u>67</u>
<u>30</u>	<u>64</u>	<u>78</u>	<u>48</u>	<u>70</u>
<u>31</u>	<u>66</u>	<u>79</u>	<u>50</u>	<u>73</u>
<u>32</u>	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>52</u>	<u>73</u>
<u>33</u>	<u>70</u>	<u>84</u>	<u>53</u>	<u>73</u>
<u>34</u>	<u>72</u>	<u>88</u>	<u>54</u>	<u>73</u>
<u>35</u>	<u>74</u>	<u>92</u>	<u>55</u>	<u>73</u>
<u>36</u>	<u>76</u>	<u>96</u>	<u>56</u>	<u>73</u>
<u>37</u>	<u>78</u>	<u>99</u>	<u>58</u>	<u>73</u>
<u>38</u>	<u>80</u>	<u>102</u>	<u>60</u>	<u>73</u>
<u>39</u>	<u>82</u>	<u>106</u>	<u>62</u>	<u>73</u>
<u>40</u>	<u>84</u>	<u>110</u>	<u>64</u>	<u>73</u>
<u>41</u>	<u>86</u>	<u>115</u>	<u>67</u>	<u>73</u>
<u>42</u>	<u>88</u>	<u>120</u>	<u>70</u>	<u>73</u>
<u>43</u>	<u>90</u>	<u>121</u>	<u>74</u>	<u>73</u>
<u>44</u>	<u>92</u>	<u>121</u>	<u>78</u>	<u>73</u>
<u>45</u>	<u>93</u>	<u>121</u>	<u>82</u>	<u>73</u>
<u>46</u>	<u>94</u>	<u>121</u>	<u>86</u>	<u>73</u>
<u>47</u>	<u>95</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>48</u>	<u>96</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>49</u>	<u>97</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>50</u>	<u>98</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>51</u>	<u>99</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>52</u>	<u>100</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>53</u>	<u>102</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>54</u>	<u>104</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>55</u>	<u>106</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>56</u>	<u>108</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>57</u>	<u>111</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>58</u>	<u>114</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>59</u>	<u>117</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>60</u>	<u>120</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>61</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>62</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>

<u>63</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>64</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>65</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>66</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>67</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>68</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>69</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>70</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>71</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>72</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>73</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>74</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>75</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>76</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>77</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>78</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>79</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>80</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>81</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>82</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>83</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>84</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>85</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>86</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>87</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>88</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>89</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>90</u>	<u>121</u>			
<u>91</u>	<u>121</u>			
<u>92</u>	<u>121</u>			
<u>93</u>	<u>121</u>			
<u>94</u>	<u>121</u>			
<u>95</u>	<u>121</u>			
<u>96</u>	<u>121</u>			
<u>97</u>	<u>121</u>			
<u>98</u>	<u>121</u>			
<u>99</u>	<u>121</u>			
<u>100</u>	<u>121</u>			
<u>101</u>	<u>121</u>			
<u>102</u>	<u>121</u>			
<u>103</u>	<u>121</u>			
<u>104</u>	<u>121</u>			
<u>105</u>	<u>121</u>			
<u>106</u>	<u>121</u>			

107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

4 医療職給料表(→)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50

<u>27</u>	<u>52</u>	<u>43</u>	<u>51</u>
<u>28</u>	<u>56</u>	<u>44</u>	<u>52</u>
<u>29</u>	<u>59</u>	<u>45</u>	<u>53</u>
<u>30</u>	<u>62</u>	<u>46</u>	<u>54</u>
<u>31</u>	<u>65</u>	<u>47</u>	<u>55</u>
<u>32</u>	<u>65</u>	<u>48</u>	<u>56</u>
<u>33</u>	<u>65</u>	<u>49</u>	<u>57</u>
<u>34</u>	<u>65</u>	<u>50</u>	<u>58</u>
<u>35</u>	<u>65</u>	<u>51</u>	<u>59</u>
<u>36</u>	<u>65</u>	<u>52</u>	<u>60</u>
<u>37</u>	<u>65</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
<u>38</u>	<u>65</u>	<u>56</u>	<u>64</u>
<u>39</u>	<u>65</u>	<u>58</u>	<u>66</u>
<u>40</u>	<u>65</u>	<u>60</u>	<u>68</u>
<u>41</u>	<u>65</u>	<u>62</u>	<u>70</u>
<u>42</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>74</u>
<u>43</u>	<u>65</u>	<u>66</u>	<u>78</u>
<u>44</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>82</u>
<u>45</u>	<u>65</u>	<u>71</u>	<u>86</u>
<u>46</u>	<u>65</u>	<u>74</u>	<u>88</u>
<u>47</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>89</u>
<u>48</u>	<u>65</u>	<u>82</u>	<u>89</u>
<u>49</u>	<u>65</u>	<u>87</u>	<u>89</u>
<u>50</u>	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>89</u>
<u>51</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>52</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>53</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>54</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>55</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>56</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>57</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>58</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>59</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>60</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>61</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>62</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>63</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>64</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>65</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>66</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>67</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>68</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>69</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>70</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	

<u>71</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>72</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>73</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>74</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>75</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>76</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>77</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>78</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>79</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>80</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>81</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>82</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>83</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>84</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>85</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>86</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>87</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>88</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>89</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>90</u>	<u>65</u>		
<u>91</u>	<u>65</u>		
<u>92</u>	<u>65</u>		
<u>93</u>	<u>65</u>		
<u>94</u>	<u>65</u>		
<u>95</u>	<u>65</u>		
<u>96</u>	<u>65</u>		
<u>97</u>	<u>65</u>		

5 医療職給料表(降格時号給対応表)

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
<u>1</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>17</u>
<u>2</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>18</u>
<u>3</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>19</u>
<u>4</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
<u>5</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
<u>6</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>22</u>
<u>7</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>23</u>
<u>8</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
<u>9</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>25</u>
<u>10</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>26</u>
<u>11</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>27</u>
<u>12</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>28</u>
<u>13</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>29</u>

<u>14</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
<u>15</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
<u>16</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>32</u>
<u>17</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>33</u>
<u>18</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>34</u>
<u>19</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>35</u>
<u>20</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>36</u>
<u>21</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>38</u>
<u>22</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>40</u>
<u>23</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>42</u>
<u>24</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>25</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>50</u>
<u>26</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>56</u>
<u>27</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>62</u>
<u>28</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>65</u>
<u>29</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>65</u>
<u>30</u>	<u>52</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>65</u>
<u>31</u>	<u>54</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>65</u>
<u>32</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>65</u>
<u>33</u>	<u>58</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>65</u>
<u>34</u>	<u>60</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>65</u>
<u>35</u>	<u>62</u>	<u>51</u>	<u>47</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>65</u>
<u>36</u>	<u>64</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>65</u>
<u>37</u>	<u>66</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>59</u>	<u>65</u>
<u>38</u>	<u>68</u>	<u>54</u>	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>65</u>
<u>39</u>	<u>70</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
<u>40</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>69</u>	<u>65</u>
<u>41</u>	<u>74</u>	<u>57</u>	<u>53</u>	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>65</u>
<u>42</u>	<u>76</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>77</u>	<u>65</u>
<u>43</u>	<u>78</u>	<u>59</u>	<u>55</u>	<u>69</u>	<u>81</u>	<u>65</u>
<u>44</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	<u>56</u>	<u>72</u>	<u>88</u>	<u>65</u>
<u>45</u>	<u>82</u>	<u>61</u>	<u>57</u>	<u>76</u>	<u>90</u>	<u>65</u>
<u>46</u>	<u>84</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>80</u>	<u>92</u>	<u>65</u>
<u>47</u>	<u>85</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>84</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>48</u>	<u>85</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>90</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>49</u>	<u>85</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	<u>96</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>50</u>	<u>85</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	<u>102</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>51</u>	<u>85</u>	<u>67</u>	<u>63</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>52</u>	<u>85</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>53</u>	<u>85</u>	<u>70</u>	<u>65</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	<u>65</u>
<u>54</u>	<u>85</u>	<u>72</u>	<u>66</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	
<u>55</u>	<u>85</u>	<u>74</u>	<u>67</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	
<u>56</u>	<u>85</u>	<u>76</u>	<u>68</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	
<u>57</u>	<u>85</u>	<u>78</u>	<u>69</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	

58	85	80	70	105	93	
59	85	82	71	105	93	
60	85	84	72	105	93	
61	85	91	74	105	93	
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			

102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

6 医療職給料表(降格時号給対応表)

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	18	26	14	18	22	18
3	19	27	15	19	23	19
4	20	28	16	20	24	20
5	21	29	17	21	25	21
6	22	30	18	22	26	22
7	23	31	19	23	27	23
8	24	32	20	24	28	24
9	25	33	21	25	29	25
10	26	34	22	26	30	26
11	27	35	23	27	31	27
12	28	36	24	28	32	28
13	29	37	25	29	33	29
14	30	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44



<u>29</u>	<u>45</u>	<u>53</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>50</u>	<u>45</u>
<u>30</u>	<u>46</u>	<u>54</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>52</u>	<u>46</u>
<u>31</u>	<u>47</u>	<u>55</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>54</u>	<u>47</u>
<u>32</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>48</u>
<u>33</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>58</u>	<u>49</u>
<u>34</u>	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>50</u>
<u>35</u>	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>62</u>	<u>51</u>
<u>36</u>	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>64</u>	<u>56</u>
<u>37</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>49</u>	<u>53</u>	<u>66</u>	<u>61</u>
<u>38</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>68</u>	<u>66</u>
<u>39</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>51</u>	<u>55</u>	<u>70</u>	<u>69</u>
<u>40</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>72</u>	<u>69</u>
<u>41</u>	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>53</u>	<u>57</u>	<u>78</u>	<u>69</u>
<u>42</u>	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>54</u>	<u>58</u>	<u>84</u>	<u>69</u>
<u>43</u>	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>55</u>	<u>59</u>	<u>90</u>	<u>69</u>
<u>44</u>	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>56</u>	<u>60</u>	<u>96</u>	<u>69</u>
<u>45</u>	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>57</u>	<u>61</u>	<u>98</u>	<u>69</u>
<u>46</u>	<u>62</u>	<u>70</u>	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>100</u>	<u>69</u>
<u>47</u>	<u>63</u>	<u>71</u>	<u>59</u>	<u>63</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>48</u>	<u>64</u>	<u>72</u>	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>49</u>	<u>65</u>	<u>73</u>	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>50</u>	<u>66</u>	<u>74</u>	<u>62</u>	<u>66</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>51</u>	<u>67</u>	<u>75</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>52</u>	<u>68</u>	<u>76</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>53</u>	<u>69</u>	<u>77</u>	<u>65</u>	<u>70</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>54</u>	<u>70</u>	<u>78</u>	<u>66</u>	<u>72</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>55</u>	<u>71</u>	<u>79</u>	<u>67</u>	<u>74</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>56</u>	<u>72</u>	<u>80</u>	<u>68</u>	<u>76</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>57</u>	<u>73</u>	<u>81</u>	<u>69</u>	<u>77</u>	<u>101</u>	<u>69</u>
<u>58</u>	<u>74</u>	<u>82</u>	<u>70</u>	<u>78</u>	<u>101</u>	
<u>59</u>	<u>75</u>	<u>83</u>	<u>71</u>	<u>79</u>	<u>101</u>	
<u>60</u>	<u>76</u>	<u>84</u>	<u>72</u>	<u>80</u>	<u>101</u>	
<u>61</u>	<u>77</u>	<u>85</u>	<u>73</u>	<u>82</u>	<u>101</u>	
<u>62</u>	<u>78</u>	<u>86</u>	<u>74</u>	<u>84</u>	<u>101</u>	
<u>63</u>	<u>79</u>	<u>87</u>	<u>75</u>	<u>86</u>	<u>101</u>	
<u>64</u>	<u>80</u>	<u>88</u>	<u>76</u>	<u>88</u>	<u>101</u>	
<u>65</u>	<u>82</u>	<u>89</u>	<u>77</u>	<u>90</u>	<u>101</u>	
<u>66</u>	<u>84</u>	<u>90</u>	<u>78</u>	<u>92</u>	<u>101</u>	
<u>67</u>	<u>86</u>	<u>91</u>	<u>79</u>	<u>94</u>	<u>101</u>	
<u>68</u>	<u>88</u>	<u>92</u>	<u>80</u>	<u>98</u>	<u>101</u>	
<u>69</u>	<u>89</u>	<u>93</u>	<u>81</u>	<u>102</u>	<u>101</u>	
<u>70</u>	<u>90</u>	<u>94</u>	<u>82</u>	<u>106</u>		
<u>71</u>	<u>91</u>	<u>95</u>	<u>83</u>	<u>110</u>		
<u>72</u>	<u>92</u>	<u>96</u>	<u>84</u>	<u>112</u>		

<u>73</u>	<u>94</u>	<u>97</u>	<u>85</u>	<u>113</u>		
<u>74</u>	<u>96</u>	<u>98</u>	<u>86</u>	<u>113</u>		
<u>75</u>	<u>98</u>	<u>99</u>	<u>87</u>	<u>113</u>		
<u>76</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>88</u>	<u>113</u>		
<u>77</u>	<u>102</u>	<u>101</u>	<u>89</u>	<u>113</u>		
<u>78</u>	<u>104</u>	<u>102</u>	<u>90</u>	<u>113</u>		
<u>79</u>	<u>106</u>	<u>103</u>	<u>91</u>	<u>113</u>		
<u>80</u>	<u>108</u>	<u>104</u>	<u>92</u>	<u>113</u>		
<u>81</u>	<u>112</u>	<u>107</u>	<u>93</u>	<u>113</u>		
<u>82</u>	<u>116</u>	<u>110</u>	<u>94</u>	<u>113</u>		
<u>83</u>	<u>120</u>	<u>113</u>	<u>95</u>	<u>113</u>		
<u>84</u>	<u>124</u>	<u>116</u>	<u>96</u>	<u>113</u>		
<u>85</u>	<u>127</u>	<u>120</u>	<u>98</u>	<u>113</u>		
<u>86</u>	<u>130</u>	<u>124</u>	<u>100</u>	<u>113</u>		
<u>87</u>	<u>133</u>	<u>128</u>	<u>102</u>	<u>113</u>		
<u>88</u>	<u>136</u>	<u>132</u>	<u>104</u>	<u>113</u>		
<u>89</u>	<u>140</u>	<u>135</u>	<u>105</u>	<u>113</u>		
<u>90</u>	<u>144</u>	<u>140</u>	<u>106</u>	<u>113</u>		
<u>91</u>	<u>148</u>	<u>145</u>	<u>107</u>	<u>113</u>		
<u>92</u>	<u>152</u>	<u>150</u>	<u>110</u>	<u>113</u>		
<u>93</u>	<u>156</u>	<u>153</u>	<u>113</u>	<u>113</u>		
<u>94</u>	<u>160</u>	<u>153</u>	<u>116</u>	<u>113</u>		
<u>95</u>	<u>164</u>	<u>153</u>	<u>119</u>	<u>113</u>		
<u>96</u>	<u>168</u>	<u>153</u>	<u>122</u>	<u>113</u>		
<u>97</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>	<u>113</u>		
<u>98</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>	<u>113</u>		
<u>99</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>	<u>113</u>		
<u>100</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>	<u>113</u>		
<u>101</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>	<u>113</u>		
<u>102</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>103</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>104</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>105</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>106</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>107</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>108</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>109</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>110</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>111</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>112</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>113</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>114</u>	<u>169</u>	<u>153</u>				
<u>115</u>	<u>169</u>	<u>153</u>				
<u>116</u>	<u>169</u>	<u>153</u>				

117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

7 中学校・小学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	11	51	59
4	12	52	60

<u>5</u>	<u>13</u>	<u>53</u>	<u>61</u>
<u>6</u>	<u>14</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
<u>7</u>	<u>15</u>	<u>55</u>	<u>63</u>
<u>8</u>	<u>16</u>	<u>56</u>	<u>64</u>
<u>9</u>	<u>17</u>	<u>57</u>	<u>65</u>
<u>10</u>	<u>18</u>	<u>58</u>	<u>66</u>
<u>11</u>	<u>19</u>	<u>59</u>	<u>67</u>
<u>12</u>	<u>20</u>	<u>60</u>	<u>68</u>
<u>13</u>	<u>21</u>	<u>61</u>	<u>69</u>
<u>14</u>	<u>22</u>	<u>62</u>	<u>70</u>
<u>15</u>	<u>23</u>	<u>63</u>	<u>71</u>
<u>16</u>	<u>24</u>	<u>64</u>	<u>72</u>
<u>17</u>	<u>25</u>	<u>65</u>	<u>73</u>
<u>18</u>	<u>26</u>	<u>66</u>	<u>74</u>
<u>19</u>	<u>27</u>	<u>67</u>	<u>75</u>
<u>20</u>	<u>28</u>	<u>68</u>	<u>80</u>
<u>21</u>	<u>29</u>	<u>69</u>	<u>85</u>
<u>22</u>	<u>30</u>	<u>70</u>	<u>90</u>
<u>23</u>	<u>31</u>	<u>71</u>	<u>96</u>
<u>24</u>	<u>32</u>	<u>72</u>	<u>100</u>
<u>25</u>	<u>33</u>	<u>73</u>	<u>101</u>
<u>26</u>	<u>34</u>	<u>74</u>	<u>101</u>
<u>27</u>	<u>35</u>	<u>75</u>	<u>101</u>
<u>28</u>	<u>36</u>	<u>76</u>	<u>101</u>
<u>29</u>	<u>37</u>	<u>77</u>	<u>101</u>
<u>30</u>	<u>38</u>	<u>78</u>	<u>101</u>
<u>31</u>	<u>39</u>	<u>79</u>	<u>101</u>
<u>32</u>	<u>40</u>	<u>80</u>	<u>101</u>
<u>33</u>	<u>41</u>	<u>81</u>	<u>101</u>
<u>34</u>	<u>42</u>	<u>82</u>	<u>101</u>
<u>35</u>	<u>43</u>	<u>83</u>	<u>101</u>
<u>36</u>	<u>44</u>	<u>84</u>	<u>101</u>
<u>37</u>	<u>45</u>	<u>85</u>	<u>101</u>
<u>38</u>	<u>46</u>	<u>86</u>	
<u>39</u>	<u>47</u>	<u>87</u>	
<u>40</u>	<u>48</u>	<u>88</u>	
<u>41</u>	<u>51</u>	<u>89</u>	
<u>42</u>	<u>54</u>	<u>90</u>	
<u>43</u>	<u>57</u>	<u>91</u>	
<u>44</u>	<u>60</u>	<u>92</u>	
<u>45</u>	<u>62</u>	<u>93</u>	
<u>46</u>	<u>64</u>	<u>94</u>	
<u>47</u>	<u>66</u>	<u>95</u>	
<u>48</u>	<u>68</u>	<u>96</u>	

<u>49</u>	<u>70</u>	<u>97</u>	
<u>50</u>	<u>72</u>	<u>98</u>	
<u>51</u>	<u>74</u>	<u>99</u>	
<u>52</u>	<u>76</u>	<u>100</u>	
<u>53</u>	<u>78</u>	<u>101</u>	
<u>54</u>	<u>80</u>	<u>102</u>	
<u>55</u>	<u>82</u>	<u>103</u>	
<u>56</u>	<u>84</u>	<u>104</u>	
<u>57</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	
<u>58</u>	<u>86</u>	<u>106</u>	
<u>59</u>	<u>87</u>	<u>107</u>	
<u>60</u>	<u>88</u>	<u>108</u>	
<u>61</u>	<u>91</u>	<u>110</u>	
<u>62</u>	<u>94</u>	<u>112</u>	
<u>63</u>	<u>97</u>	<u>114</u>	
<u>64</u>	<u>100</u>	<u>116</u>	
<u>65</u>	<u>107</u>	<u>117</u>	
<u>66</u>	<u>114</u>	<u>118</u>	
<u>67</u>	<u>121</u>	<u>119</u>	
<u>68</u>	<u>125</u>	<u>120</u>	
<u>69</u>	<u>125</u>	<u>122</u>	
<u>70</u>	<u>125</u>	<u>124</u>	
<u>71</u>	<u>125</u>	<u>126</u>	
<u>72</u>	<u>125</u>	<u>128</u>	
<u>73</u>	<u>125</u>	<u>131</u>	
<u>74</u>	<u>125</u>	<u>140</u>	
<u>75</u>	<u>125</u>	<u>155</u>	
<u>76</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>77</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>78</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>79</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>80</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>81</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>82</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>83</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>84</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>85</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>86</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>87</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>88</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>89</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>90</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>91</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>92</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	

<u>93</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>94</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>95</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>96</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>97</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>98</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>99</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>100</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>101</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>102</u>	<u>125</u>		
<u>103</u>	<u>125</u>		
<u>104</u>	<u>125</u>		
<u>105</u>	<u>125</u>		
<u>106</u>	<u>125</u>		
<u>107</u>	<u>125</u>		
<u>108</u>	<u>125</u>		
<u>109</u>	<u>125</u>		
<u>110</u>	<u>125</u>		
<u>111</u>	<u>125</u>		
<u>112</u>	<u>125</u>		
<u>113</u>	<u>125</u>		
<u>114</u>	<u>125</u>		
<u>115</u>	<u>125</u>		
<u>116</u>	<u>125</u>		
<u>117</u>	<u>125</u>		
<u>118</u>	<u>125</u>		
<u>119</u>	<u>125</u>		
<u>120</u>	<u>125</u>		
<u>121</u>	<u>125</u>		
<u>122</u>	<u>125</u>		
<u>123</u>	<u>125</u>		
<u>124</u>	<u>125</u>		
<u>125</u>	<u>125</u>		
<u>126</u>	<u>125</u>		
<u>127</u>	<u>125</u>		
<u>128</u>	<u>125</u>		
<u>129</u>	<u>125</u>		
<u>130</u>	<u>125</u>		
<u>131</u>	<u>125</u>		
<u>132</u>	<u>125</u>		
<u>133</u>	<u>125</u>		
<u>134</u>	<u>125</u>		
<u>135</u>	<u>125</u>		
<u>136</u>	<u>125</u>		

137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

8 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から2級への降格時  
号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2級
1	41
2	42
3	43
4	44
5	45
6	46
7	47
8	48
9	49
10	50
11	51
12	52
13	53
14	54
15	55
16	56
17	57
18	58

<u>19</u>	<u>59</u>
<u>20</u>	<u>60</u>
<u>21</u>	<u>61</u>
<u>22</u>	<u>62</u>
<u>23</u>	<u>63</u>
<u>24</u>	<u>64</u>
<u>25</u>	<u>65</u>
<u>26</u>	<u>66</u>
<u>27</u>	<u>67</u>
<u>28</u>	<u>68</u>
<u>29</u>	<u>69</u>
<u>30</u>	<u>70</u>
<u>31</u>	<u>71</u>
<u>32</u>	<u>72</u>
<u>33</u>	<u>73</u>
<u>34</u>	<u>74</u>
<u>35</u>	<u>75</u>
<u>36</u>	<u>76</u>
<u>37</u>	<u>77</u>
<u>38</u>	<u>78</u>
<u>39</u>	<u>79</u>
<u>40</u>	<u>80</u>
<u>41</u>	<u>81</u>
<u>42</u>	<u>82</u>
<u>43</u>	<u>83</u>
<u>44</u>	<u>84</u>
<u>45</u>	<u>85</u>
<u>46</u>	<u>86</u>
<u>47</u>	<u>87</u>
<u>48</u>	<u>88</u>
<u>49</u>	<u>89</u>
<u>50</u>	<u>90</u>
<u>51</u>	<u>91</u>
<u>52</u>	<u>92</u>
<u>53</u>	<u>93</u>
<u>54</u>	<u>94</u>
<u>55</u>	<u>95</u>
<u>56</u>	<u>96</u>
<u>57</u>	<u>97</u>
<u>58</u>	<u>98</u>
<u>59</u>	<u>99</u>
<u>60</u>	<u>100</u>
<u>61</u>	<u>101</u>
<u>62</u>	<u>102</u>



<u>63</u>	<u>103</u>
<u>64</u>	<u>104</u>
<u>65</u>	<u>105</u>
<u>66</u>	<u>106</u>
<u>67</u>	<u>107</u>
<u>68</u>	<u>108</u>
<u>69</u>	<u>110</u>
<u>70</u>	<u>112</u>
<u>71</u>	<u>114</u>
<u>72</u>	<u>116</u>
<u>73</u>	<u>117</u>
<u>74</u>	<u>118</u>
<u>75</u>	<u>119</u>
<u>76</u>	<u>120</u>
<u>77</u>	<u>121</u>
<u>78</u>	<u>122</u>
<u>79</u>	<u>123</u>
<u>80</u>	<u>124</u>
<u>81</u>	<u>126</u>
<u>82</u>	<u>128</u>
<u>83</u>	<u>131</u>
<u>84</u>	<u>135</u>
<u>85</u>	<u>140</u>
<u>86</u>	<u>143</u>
<u>87</u>	<u>146</u>
<u>88</u>	<u>149</u>
<u>89</u>	<u>152</u>
<u>90</u>	<u>155</u>
<u>91</u>	<u>157</u>
<u>92</u>	<u>157</u>
<u>93</u>	<u>157</u>
<u>94</u>	<u>157</u>
<u>95</u>	<u>157</u>
<u>96</u>	<u>157</u>
<u>97</u>	<u>157</u>
<u>98</u>	<u>157</u>
<u>99</u>	<u>157</u>
<u>100</u>	<u>157</u>
<u>101</u>	<u>157</u>
<u>102</u>	<u>157</u>
<u>103</u>	<u>157</u>
<u>104</u>	<u>157</u>
<u>105</u>	<u>157</u>
<u>106</u>	<u>157</u>

<u>107</u>	<u>157</u>
<u>108</u>	<u>157</u>
<u>109</u>	<u>157</u>
<u>110</u>	<u>157</u>
<u>111</u>	<u>157</u>
<u>112</u>	<u>157</u>
<u>113</u>	<u>157</u>
<u>114</u>	<u>157</u>
<u>115</u>	<u>157</u>
<u>116</u>	<u>157</u>
<u>117</u>	<u>157</u>

9 中学校・小学校教育職員給料表の3級から特2級への降格時  
号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
<u>3 級</u>	<u>特 2 級</u>
<u>1</u>	<u>9</u>
<u>2</u>	<u>10</u>
<u>3</u>	<u>11</u>
<u>4</u>	<u>12</u>
<u>5</u>	<u>13</u>
<u>6</u>	<u>14</u>
<u>7</u>	<u>15</u>
<u>8</u>	<u>16</u>
<u>9</u>	<u>17</u>
<u>10</u>	<u>18</u>
<u>11</u>	<u>19</u>
<u>12</u>	<u>20</u>
<u>13</u>	<u>21</u>
<u>14</u>	<u>22</u>
<u>15</u>	<u>23</u>
<u>16</u>	<u>24</u>
<u>17</u>	<u>25</u>
<u>18</u>	<u>26</u>
<u>19</u>	<u>27</u>
<u>20</u>	<u>28</u>
<u>21</u>	<u>29</u>
<u>22</u>	<u>30</u>
<u>23</u>	<u>31</u>
<u>24</u>	<u>32</u>
<u>25</u>	<u>33</u>
<u>26</u>	<u>34</u>
<u>27</u>	<u>35</u>
<u>28</u>	<u>36</u>

<u>29</u>	<u>37</u>
<u>30</u>	<u>38</u>
<u>31</u>	<u>39</u>
<u>32</u>	<u>40</u>
<u>33</u>	<u>41</u>
<u>34</u>	<u>42</u>
<u>35</u>	<u>43</u>
<u>36</u>	<u>44</u>
<u>37</u>	<u>45</u>
<u>38</u>	<u>46</u>
<u>39</u>	<u>47</u>
<u>40</u>	<u>48</u>
<u>41</u>	<u>49</u>
<u>42</u>	<u>50</u>
<u>43</u>	<u>51</u>
<u>44</u>	<u>52</u>
<u>45</u>	<u>53</u>
<u>46</u>	<u>54</u>
<u>47</u>	<u>55</u>
<u>48</u>	<u>56</u>
<u>49</u>	<u>57</u>
<u>50</u>	<u>58</u>
<u>51</u>	<u>59</u>
<u>52</u>	<u>60</u>
<u>53</u>	<u>61</u>
<u>54</u>	<u>62</u>
<u>55</u>	<u>63</u>
<u>56</u>	<u>64</u>
<u>57</u>	<u>65</u>
<u>58</u>	<u>66</u>
<u>59</u>	<u>67</u>
<u>60</u>	<u>68</u>
<u>61</u>	<u>69</u>
<u>62</u>	<u>70</u>
<u>63</u>	<u>71</u>
<u>64</u>	<u>72</u>
<u>65</u>	<u>73</u>
<u>66</u>	<u>74</u>
<u>67</u>	<u>75</u>
<u>68</u>	<u>76</u>
<u>69</u>	<u>78</u>
<u>70</u>	<u>80</u>
<u>71</u>	<u>81</u>
<u>72</u>	<u>82</u>

<u>73</u>	<u>83</u>
<u>74</u>	<u>85</u>
<u>75</u>	<u>90</u>
<u>76</u>	<u>91</u>
<u>77</u>	<u>92</u>
<u>78</u>	<u>93</u>
<u>79</u>	<u>94</u>
<u>80</u>	<u>95</u>
<u>81</u>	<u>96</u>
<u>82</u>	<u>98</u>
<u>83</u>	<u>99</u>
<u>84</u>	<u>101</u>
<u>85</u>	<u>102</u>
<u>86</u>	<u>103</u>
<u>87</u>	<u>104</u>
<u>88</u>	<u>105</u>
<u>89</u>	<u>107</u>
<u>90</u>	<u>109</u>
<u>91</u>	<u>110</u>
<u>92</u>	<u>111</u>
<u>93</u>	<u>117</u>
<u>94</u>	<u>117</u>
<u>95</u>	<u>117</u>
<u>96</u>	<u>117</u>
<u>97</u>	<u>117</u>
<u>98</u>	<u>117</u>
<u>99</u>	<u>117</u>
<u>100</u>	<u>117</u>
<u>101</u>	<u>117</u>

10 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
<u>1</u>	<u>21</u>	<u>53</u>	<u>41</u>
<u>2</u>	<u>22</u>	<u>54</u>	<u>42</u>
<u>3</u>	<u>23</u>	<u>55</u>	<u>43</u>
<u>4</u>	<u>24</u>	<u>56</u>	<u>44</u>
<u>5</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>45</u>
<u>6</u>	<u>26</u>	<u>58</u>	<u>46</u>
<u>7</u>	<u>27</u>	<u>59</u>	<u>47</u>
<u>8</u>	<u>28</u>	<u>60</u>	<u>48</u>
<u>9</u>	<u>29</u>	<u>61</u>	<u>49</u>
<u>10</u>	<u>30</u>	<u>62</u>	<u>50</u>
<u>11</u>	<u>31</u>	<u>63</u>	<u>51</u>
<u>12</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>52</u>

<u>13</u>	<u>33</u>	<u>65</u>	<u>53</u>
<u>14</u>	<u>34</u>	<u>66</u>	<u>54</u>
<u>15</u>	<u>35</u>	<u>67</u>	<u>55</u>
<u>16</u>	<u>36</u>	<u>68</u>	<u>56</u>
<u>17</u>	<u>37</u>	<u>69</u>	<u>57</u>
<u>18</u>	<u>38</u>	<u>70</u>	<u>58</u>
<u>19</u>	<u>39</u>	<u>71</u>	<u>59</u>
<u>20</u>	<u>40</u>	<u>72</u>	<u>60</u>
<u>21</u>	<u>41</u>	<u>73</u>	<u>61</u>
<u>22</u>	<u>42</u>	<u>74</u>	<u>62</u>
<u>23</u>	<u>43</u>	<u>75</u>	<u>63</u>
<u>24</u>	<u>44</u>	<u>76</u>	<u>64</u>
<u>25</u>	<u>45</u>	<u>77</u>	<u>66</u>
<u>26</u>	<u>46</u>	<u>78</u>	<u>68</u>
<u>27</u>	<u>47</u>	<u>79</u>	<u>70</u>
<u>28</u>	<u>48</u>	<u>80</u>	<u>72</u>
<u>29</u>	<u>50</u>	<u>81</u>	<u>74</u>
<u>30</u>	<u>52</u>	<u>82</u>	<u>76</u>
<u>31</u>	<u>54</u>	<u>83</u>	<u>77</u>
<u>32</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>77</u>
<u>33</u>	<u>59</u>	<u>85</u>	<u>77</u>
<u>34</u>	<u>62</u>	<u>86</u>	<u>77</u>
<u>35</u>	<u>65</u>	<u>87</u>	<u>77</u>
<u>36</u>	<u>68</u>	<u>88</u>	<u>77</u>
<u>37</u>	<u>69</u>	<u>89</u>	<u>77</u>
<u>38</u>	<u>70</u>	<u>90</u>	
<u>39</u>	<u>71</u>	<u>91</u>	
<u>40</u>	<u>72</u>	<u>92</u>	
<u>41</u>	<u>74</u>	<u>93</u>	
<u>42</u>	<u>76</u>	<u>94</u>	
<u>43</u>	<u>78</u>	<u>95</u>	
<u>44</u>	<u>80</u>	<u>96</u>	
<u>45</u>	<u>82</u>	<u>97</u>	
<u>46</u>	<u>84</u>	<u>98</u>	
<u>47</u>	<u>86</u>	<u>99</u>	
<u>48</u>	<u>88</u>	<u>100</u>	
<u>49</u>	<u>90</u>	<u>102</u>	
<u>50</u>	<u>92</u>	<u>104</u>	
<u>51</u>	<u>94</u>	<u>106</u>	
<u>52</u>	<u>96</u>	<u>108</u>	
<u>53</u>	<u>98</u>	<u>110</u>	
<u>54</u>	<u>100</u>	<u>112</u>	
<u>55</u>	<u>102</u>	<u>114</u>	
<u>56</u>	<u>104</u>	<u>116</u>	

<u>57</u>	<u>107</u>	<u>122</u>	
<u>58</u>	<u>110</u>	<u>128</u>	
<u>59</u>	<u>113</u>	<u>134</u>	
<u>60</u>	<u>116</u>	<u>145</u>	
<u>61</u>	<u>121</u>	<u>145</u>	
<u>62</u>	<u>126</u>	<u>145</u>	
<u>63</u>	<u>131</u>	<u>145</u>	
<u>64</u>	<u>136</u>	<u>145</u>	
<u>65</u>	<u>141</u>	<u>145</u>	
<u>66</u>	<u>146</u>	<u>145</u>	
<u>67</u>	<u>151</u>	<u>145</u>	
<u>68</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>69</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>70</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>71</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>72</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>73</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>74</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>75</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>76</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>77</u>	<u>153</u>	<u>145</u>	
<u>78</u>	<u>153</u>		
<u>79</u>	<u>153</u>		
<u>80</u>	<u>153</u>		
<u>81</u>	<u>153</u>		
<u>82</u>	<u>153</u>		
<u>83</u>	<u>153</u>		
<u>84</u>	<u>153</u>		
<u>85</u>	<u>153</u>		
<u>86</u>	<u>153</u>		
<u>87</u>	<u>153</u>		
<u>88</u>	<u>153</u>		
<u>89</u>	<u>153</u>		
<u>90</u>	<u>153</u>		
<u>91</u>	<u>153</u>		
<u>92</u>	<u>153</u>		
<u>93</u>	<u>153</u>		
<u>94</u>	<u>153</u>		
<u>95</u>	<u>153</u>		
<u>96</u>	<u>153</u>		
<u>97</u>	<u>153</u>		
<u>98</u>	<u>153</u>		
<u>99</u>	<u>153</u>		
<u>100</u>	<u>153</u>		

<u>101</u>	<u>153</u>		
<u>102</u>	<u>153</u>		
<u>103</u>	<u>153</u>		
<u>104</u>	<u>153</u>		
<u>105</u>	<u>153</u>		
<u>106</u>	<u>153</u>		
<u>107</u>	<u>153</u>		
<u>108</u>	<u>153</u>		
<u>109</u>	<u>153</u>		
<u>110</u>	<u>153</u>		
<u>111</u>	<u>153</u>		
<u>112</u>	<u>153</u>		
<u>113</u>	<u>153</u>		
<u>114</u>	<u>153</u>		
<u>115</u>	<u>153</u>		
<u>116</u>	<u>153</u>		
<u>117</u>	<u>153</u>		
<u>118</u>	<u>153</u>		
<u>119</u>	<u>153</u>		
<u>120</u>	<u>153</u>		
<u>121</u>	<u>153</u>		
<u>122</u>	<u>153</u>		
<u>123</u>	<u>153</u>		
<u>124</u>	<u>153</u>		
<u>125</u>	<u>153</u>		
<u>126</u>	<u>153</u>		
<u>127</u>	<u>153</u>		
<u>128</u>	<u>153</u>		
<u>129</u>	<u>153</u>		
<u>130</u>	<u>153</u>		
<u>131</u>	<u>153</u>		
<u>132</u>	<u>153</u>		
<u>133</u>	<u>153</u>		
<u>134</u>	<u>153</u>		
<u>135</u>	<u>153</u>		
<u>136</u>	<u>153</u>		
<u>137</u>	<u>153</u>		
<u>138</u>	<u>153</u>		
<u>139</u>	<u>153</u>		
<u>140</u>	<u>153</u>		
<u>141</u>	<u>153</u>		
<u>142</u>	<u>153</u>		
<u>143</u>	<u>153</u>		
<u>144</u>	<u>153</u>		

145	153		
-----	-----	--	--

11 高等学校等教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給  
対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2級
1	29
2	30
3	31
4	32
5	33
6	34
7	35
8	36
9	37
10	38
11	39
12	40
13	41
14	42
15	43
16	44
17	45
18	46
19	47
20	48
21	49
22	50
23	51
24	52
25	53
26	54
27	55
28	56
29	57
30	58
31	59
32	60
33	61
34	62
35	63
36	64
37	65
38	66



<u>39</u>	<u>67</u>
<u>40</u>	<u>68</u>
<u>41</u>	<u>69</u>
<u>42</u>	<u>70</u>
<u>43</u>	<u>71</u>
<u>44</u>	<u>72</u>
<u>45</u>	<u>73</u>
<u>46</u>	<u>74</u>
<u>47</u>	<u>75</u>
<u>48</u>	<u>76</u>
<u>49</u>	<u>77</u>
<u>50</u>	<u>78</u>
<u>51</u>	<u>79</u>
<u>52</u>	<u>80</u>
<u>53</u>	<u>81</u>
<u>54</u>	<u>82</u>
<u>55</u>	<u>83</u>
<u>56</u>	<u>84</u>
<u>57</u>	<u>85</u>
<u>58</u>	<u>86</u>
<u>59</u>	<u>87</u>
<u>60</u>	<u>88</u>
<u>61</u>	<u>89</u>
<u>62</u>	<u>90</u>
<u>63</u>	<u>91</u>
<u>64</u>	<u>92</u>
<u>65</u>	<u>93</u>
<u>66</u>	<u>94</u>
<u>67</u>	<u>95</u>
<u>68</u>	<u>96</u>
<u>69</u>	<u>97</u>
<u>70</u>	<u>98</u>
<u>71</u>	<u>99</u>
<u>72</u>	<u>100</u>
<u>73</u>	<u>101</u>
<u>74</u>	<u>102</u>
<u>75</u>	<u>103</u>
<u>76</u>	<u>104</u>
<u>77</u>	<u>106</u>
<u>78</u>	<u>108</u>
<u>79</u>	<u>110</u>
<u>80</u>	<u>112</u>
<u>81</u>	<u>114</u>
<u>82</u>	<u>116</u>

83	118
84	122
85	128
86	134
87	139
88	145
89	145
90	145
91	145
92	145
93	145
94	145
95	145
96	145
97	145
98	145
99	145
100	145
101	145
102	145
103	145
104	145
105	145
106	145
107	145
108	145
109	145
110	145
111	145
112	145
113	145
114	145
115	145
116	145
117	145

12 高等学校等教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給  
対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3級	特2級
1	25
2	26
3	27
4	28

<u>5</u>	<u>29</u>
<u>6</u>	<u>30</u>
<u>7</u>	<u>31</u>
<u>8</u>	<u>32</u>
<u>9</u>	<u>33</u>
<u>10</u>	<u>34</u>
<u>11</u>	<u>35</u>
<u>12</u>	<u>36</u>
<u>13</u>	<u>37</u>
<u>14</u>	<u>38</u>
<u>15</u>	<u>39</u>
<u>16</u>	<u>40</u>
<u>17</u>	<u>41</u>
<u>18</u>	<u>42</u>
<u>19</u>	<u>43</u>
<u>20</u>	<u>44</u>
<u>21</u>	<u>45</u>
<u>22</u>	<u>46</u>
<u>23</u>	<u>47</u>
<u>24</u>	<u>48</u>
<u>25</u>	<u>49</u>
<u>26</u>	<u>50</u>
<u>27</u>	<u>51</u>
<u>28</u>	<u>52</u>
<u>29</u>	<u>53</u>
<u>30</u>	<u>54</u>
<u>31</u>	<u>55</u>
<u>32</u>	<u>56</u>
<u>33</u>	<u>57</u>
<u>34</u>	<u>58</u>
<u>35</u>	<u>59</u>
<u>36</u>	<u>60</u>
<u>37</u>	<u>61</u>
<u>38</u>	<u>62</u>
<u>39</u>	<u>63</u>
<u>40</u>	<u>64</u>
<u>41</u>	<u>65</u>
<u>42</u>	<u>66</u>
<u>43</u>	<u>67</u>
<u>44</u>	<u>68</u>
<u>45</u>	<u>69</u>
<u>46</u>	<u>70</u>
<u>47</u>	<u>71</u>
<u>48</u>	<u>72</u>

49	74
50	76
51	77
52	78
53	79
54	80
55	81
56	82
57	84
58	85
59	86
60	88
61	89
62	91
63	92
64	93
65	95
66	96
67	99
68	101
69	103
70	106
71	110
72	116
73	117
74	117
75	117
76	117
77	117

(教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

**第4条** 教育職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-60)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第18条、第20条の4第1号及び第21条並びに附則第24項の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><u>(給料月額の変動の通知)</u></p> <p><b>第8条</b> 任命権者は、条例附則第17項の規定の適用により職員給料月額に異動がある場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。</p> <p><b>第9条</b> 省略</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第18条、第20条の4第1号及び第21条_____の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p>

(教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正)

**第5条** 教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-62)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である講師とする。</p> <p>(多学年学級担当手当)</p> <p><b>第6条</b> 条例第7条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する指導教諭、教諭、助教諭又は講師で次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である講師とする。</p> <p>(多学年学級担当手当)</p> <p><b>第6条</b> 条例第7条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する_____教諭、助教諭又は講師で次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第6条** 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(_____短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、<u>同項の規定にかかわらず</u>、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)~(5) 省略</p>	<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、<u>前項の規定にかかわらず</u>、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)~(5) 省略</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第7条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給額)</p> <p><b>第3条</b> 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項_____若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」</p>	<p>(支給額)</p> <p><b>第3条</b> 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」</p>

という。)以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員、同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員及び同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により採用された職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号 \_\_\_\_\_)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を

\_\_\_\_\_ 乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

- 2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を \_\_\_\_\_ 乗じて得た額( \_\_\_\_\_ その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 \_\_\_\_\_ )とする。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 省略

(職員<sup>1</sup>の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)

- 2 省略

(職員<sup>2</sup>の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける職員<sup>3</sup>の支給額)

- 3 職員<sup>3</sup>の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける職員<sup>3</sup>に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

という。)以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))

\_\_\_\_\_ にあつてはその \_\_\_\_\_ 額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

- 2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員勤務時間等条例 \_\_\_\_\_ 第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

**附 則**

- 1 省略

- 2 省略

(初任給調整手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第8条** 初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 155)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(支給期間及び支給額)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間(職員給与条例第21条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなつた職員で特別な事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

附則

(施行期日等)

1 省略

(支給額の特例)

2 省略

(職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

3 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

別表第1(第6条関係) 省略

別表第2(附則第3項関係)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(職員給与条例第21条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなつた職員で特別な事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

附則

1 省略

2 省略

別表(第6条関係) 省略

職員の区分 期間の区分	職員給与条例2	職員給与条例3
	号職員	号職員
	円	円
(1) 1年未満	35,600	35,000
(2) 1年以上2年未満	35,600	35,000
(3) 2年以上3年未満	35,600	35,000
(4) 3年以上4年未満	35,600	32,300
(5) 4年以上5年未満	35,600	29,700
(6) 5年以上6年未満	35,600	27,000
(7) 6年以上7年未満	34,300	24,400
(8) 7年以上8年未満	33,000	21,700
(9) 8年以上9年未満	31,800	19,000
(10) 9年以上10年未満	30,500	16,400
(11) 10年以上11年未満	29,300	13,700
(12) 11年以上12年未満	28,000	11,100
(13) 12年以上13年未満	26,700	8,400
(14) 13年以上14年未満	25,500	5,700
(15) 14年以上15年未満	24,500	3,100
(16) 15年以上16年未満	23,500	
(17) 16年以上17年未満	22,500	
(18) 17年以上18年未満	21,600	
(19) 18年以上19年未満	20,600	
(20) 19年以上20年未満	19,600	
(21) 20年以上21年未満	18,600	
(22) 21年以上22年未満	18,200	
(23) 22年以上23年未満	17,800	
(24) 23年以上24年未満	17,100	
(25) 24年以上25年未満	16,700	
(26) 25年以上26年未満	16,200	
(27) 26年以上27年未満	15,800	
(28) 27年以上28年未満	15,400	
(29) 28年以上29年未満	14,800	
(30) 29年以上30年未満	14,600	
(31) 30年以上31年未満	14,400	
(32) 31年以上32年未満	13,900	
(33) 32年以上33年未満	13,300	
(34) 33年以上34年未満	12,700	
(35) 34年以上35年未満	12,200	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与条例2号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。



( 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正 )

**第9条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当の支給を受ける職員 )</p> <p><b>第3条</b> 職員給与と条例第19条第1項後段又は教育職員給与と条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p><b>第14条</b> <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>( 期末手当の支給を受ける職員 )</p> <p><b>第3条</b> 職員給与と条例第19条第1項後段又は教育職員給与と条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p><b>第14条</b> <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「<u>再任用職員</u>」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> <u>再任用職員</u>の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

( 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正 )

**第10条** 特勤勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 特勤勤務手当の月額 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>	<p>( 特勤勤務手当の月額 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>



て得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第17項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

て得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

## 第5条 省略

## 2 省略

3 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第18項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第18項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第18項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

## 附 則

## 14 省略

15 条例附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

16 条例附則第19項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

17 条例附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

18 条例附則第19項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

## 第5条 省略

## 2 省略

3 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条  
\_\_\_\_\_の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条  
\_\_\_\_\_の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条  
\_\_\_\_\_の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

## 附 則

## 14 省略

（教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第11条 教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p><b>第3条</b> 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>」という。)以外の教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により採用された教育職員、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員</u>以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を_____乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員</u>以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を_____乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額_____ )とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 省略</p> <p>(条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員等の支給額)</p> <p>2 省略</p> <p>(条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)</p>	<p>(支給額)</p> <p><b>第3条</b> 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「<u>再任用教育職員</u>」という。)以外の教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める_____教育職員にあつてはその額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「<u>教育職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員(以下「<u>育児短時間勤務教育職員等</u>」という。)</u>にあつてはその額に教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員</u>以外の教育職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち<u>再任用教育職員</u>に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつてはその額に<u>教育職員勤務時間等条例</u>第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を、<u>育児短時間勤務教育職員等</u>にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>

3 条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第12条 住居手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 459）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 763）第6条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____ 若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同規則第6条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員等であつた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 763）第6条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同規則第6条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員等であつた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第13条 義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 471）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p><b>第2条</b> 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を _____</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p><b>第2条</b> 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 _____ にあつてはその _____ 額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員 _____ 及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規</p>

乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 条例第17条の6第1項に規定する教育職員で中学校・小学校教育職員給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。)であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2)~(5) 省略

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

2 条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条第1項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1(第2条関係)

中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

Table with columns for employee type (定年前再任用短時間勤務教育職員, 定年前再任用短時間勤務教育職員), grade (1級, 2級特2級, 3級, 4級), and salary (省略).

別表第2(第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

Table with columns for employee type, grade, salary (省略), and specific salary values (円 3,500, 3,700).

定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員にあつてはその額と同条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 条例第17条の6第1項に規定する教育職員で中学校・小学校教育職員給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2)~(5) 省略

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

Table with columns for employee type (再任用教育職員, 再任用教育職員), grade (1級, 2級特2級, 3級, 4級), and salary (省略).

別表第2(第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

Table with columns for employee type, grade, salary (省略), and specific salary values (1~4, 5~8).

	9 ~ 12			3,800					9 ~ 12					
	13 ~ 16			4,000					13 ~ 16					
	17 ~ 20			4,300					17 ~ 20					
	21 ~ 24			4,500					21 ~ 24					
	25 ~ 28			4,700					25 ~ 28					
	29 ~ 32			4,900					29 ~ 32					
	33 ~ 36			5,100					33 ~ 36					
	37 ~ 40			5,300					37 ~ 40					
	41 ~ 44			5,400					41 ~ 44					
	45 ~ 48			5,600					45 ~ 48					
定年前	49 ~ 52			5,700					再任用	49 ~ 52				
再任用	53 ~ 56			5,800					教育職	53 ~ 56				
短時間	57 ~ 60			6,000					員	57 ~ 60				
勤務教	61 ~ 64			6,100						61 ~ 64				
育職員	65 ~ 68			6,300						65 ~ 68				
以外の	69 ~ 72			6,400					以外の	69 ~ 72				
教育職	73 ~ 76			6,500					教育職	73 ~ 76				
員	77 ~ 80			6,700					員	77 ~ 80				
	81 ~ 84			6,800						81 ~ 84				
	85 ~ 88			6,900						85 ~ 88				
	89 ~ 92			6,900						89 ~ 92				
	93 ~ 96			7,000						93 ~ 96				
	97 ~ 100			7,200						97 ~ 100				
	101 ~ 104			7,200						101 ~ 104				
	105 ~ 108			7,200						105 ~ 108				
	109 ~ 112			7,300						109 ~ 112				
	113 ~ 116			7,300						113 ~ 116				
	117 ~ 120			7,300						117 ~ 120				
	121 ~ 153									121 ~ 153				
	省略									省略				
定年前		省略	省略		省略	省略			再任用		省略	省略		省略 省略
再任用									教育職					
短時間				4,500					員					
勤務教														
育職員														

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第14条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)第5条の2第2項第21号、 <u>第5条の6</u> 、第6条の4第1項から第3項まで及び第5項、第10条、第11条第2号並びに第21条の規定に基づき、愛媛県職員の退	第1条 この規則は、愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)第5条の2第2項第21号、 <u>第5条の5</u> 、第6条の4第1項から第3項まで及び第5項、第10条、第11条第2号並びに第21条の規定に基づき、愛媛県職員の退



職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基礎在職期間)

第3条の2 条例第5条の2第2項第21号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 省略
- (2) 条例附則第4項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第5項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第6項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第10項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第11項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (7) 省略

(退職勸奨の記録の作成者)

第3条の3 条例第5条の6に規定する勸奨(以下「退職勸奨」という。)の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。

別表(第3条の8関係)

- 1 省略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1～4 省略 4の2 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(→)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの 5 省略
第2号区分	1～7 省略 7の2 特定任命により職員となつた者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(→)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの 8 省略
第3号区分	1～9 省略 9の2 特定任命により職員となつた者のうち、平成

職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基礎在職期間)

第3条の2 条例第5条の2第2項第21号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 省略
- (2) 条例附則第26項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第32項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第33項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (7) 省略

(退職勸奨の記録の作成者)

第3条の3 条例第5条の5に規定する勸奨(以下「退職勸奨」という。)の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。

別表(第3条の8関係)

- 1 省略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1～4 省略 5 省略
第2号区分	1～7 省略 8 省略
第3号区分	1～9 省略

分	18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの
	10 省略
省略	

分	
	10 省略
省略	

( 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正 )

**第15条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則 ( 愛媛県人事委員会規則 7 714 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>( 一般の派遣職員の給与 )</p> <p><b>第 3 条</b> 一般の派遣職員 ( 条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。 ) の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬 ( 報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞とその他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける<u>全て</u> ) のものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。 ) が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額 ( 以下「報酬年額」という。 ) が、外務公務員俸給等相当年額 ( 当該派遣の期間の初日 ( 以下「派遣の日」という。 ) の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当 ( 当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員 ( 以下「所在国勤務の外務公務員」という。 ) であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 ( 昭和 27 年法律第 93 号。以下「外務公務員給与法」という。 ) の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。 ) _____ の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当 _____ の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。 ) に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当 _____ のそれぞれに 100 分の 100 以内の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、<u>職員の給与に関する条例 ( 昭和 26 年愛媛県条例第 57 号 )</u> 第 4 条第 5 項又は教育職員の給与に関する条例 ( 昭和 27 年愛媛県条例第 30 号 ) 第 7 条第 1 項の規定により標準号給数 ( <u>職員の給与に関する条例第 4 条第 6 項又は教育職員の給与に関する条例第 7 条</u></p>	<p>( 一般の派遣職員の給与 )</p> <p><b>第 3 条</b> 一般の派遣職員 ( 条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。 ) の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬 ( 報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞とその他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける<u>すべて</u> ) のものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。 ) が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額 ( 以下「報酬年額」という。 ) が、外務公務員俸給等相当年額 ( 当該派遣の期間の初日 ( 以下「派遣の日」という。 ) の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当 ( 当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員 ( 以下「所在国勤務の外務公務員」という。 ) であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 ( 昭和 27 年法律第 93 号。以下「外務公務員給与法」という。 ) の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。 ) ( <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員にあつては、給料</u> ) の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当 ( <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員にあつては、給料、期末手当及び勤勉手当</u> ) の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。 ) に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当 ( <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当 ( 職員の給与に関する条例 ( 昭和 26 年愛媛県条例第 57 号。以下「職員給与条例」という。 ) 第 9 条の 3 に規定する地域手当を除く。 ) 及び期末手当</u> ) のそれぞれに 100 分の 100 以内の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、<u>職員給与条例</u> _____ 第 4 条第 5 項又は教育職員の給与に関する条例 ( 昭和 27 年愛媛県条例第 30 号 ) 第 7 条第 1 項の規定により標準号給数 ( <u>職員給与条例</u> _____ 第 4 条第 6 項又は教育職員の給与に関する条例第 7 条</p>

第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

4~8 省略

附 則

4 省略

(職員の給与に関する条例附則第19項又は教育職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与)

5 一般の派遣職員が職員の給与に関する条例附則第19項又は教育職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、第3条第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの職員となつた日を派遣の日の前日とみなし、給与の支給割合を同条第1項から第5項までの規定により再決定するものとする。

6 前項の規定により支給割合を再決定された一般の派遣職員に対する第3条第7項及び第8項の規定の適用については、同条第7項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第5項」と、同条第8項中「又は第6項」とあるのは「若しくは第6項又は附則第5項」とする。

第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

4~8 省略

附 則

4 省略

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第16条 単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-763)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項 <u>若しくは第2項の規定による採用(同法_____の規定により退職した日_____の翌日におけるものに限る。)</u>をされたこと。</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(2)~(8) 省略</p> <p>別記様式(第8条、第9条関係) 単身赴任届兼単身赴任手当認定簿</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏) _____</p> <p>省略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(同法第28条の2第1項の規定により退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(2)~(8) 省略</p> <p>別記様式(第8条、第9条関係) 単身赴任届兼単身赴任手当認定簿</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏) _____</p> <p>省略</p>

記入上の注意

1～7 省略

8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入すること。

9～12 省略

記入上の注意

1～7 省略

8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入すること。

9～12 省略

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

**第17条** 管理職員特別勤務手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 805）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（手当の額等）</p> <p><b>第2条</b> 職員給与と条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 68）別表第1中欄に掲げる職を占める職員</u>次に掲げる当該職員の占める職に係る同表右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（職員給与と条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）である管理職手当に関する規則別表第1中欄に掲げる職を占める職員</u>次に掲げる当該職員の占める職に係る同表右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 11,000円</p> <p>イ 2種 9,000円</p> <p>ウ 3種 7,500円</p> <p>エ 4種 6,000円</p> <p>オ 5種及び6種 5,000円</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 教育職員給与と条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる教育職員以外の校長又は教頭</u>次に掲げる当該教育職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 校長及び教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 390）別表第1右欄に定める区分が3種である教頭 7,000円</p>	<p>（手当の額等）</p> <p><b>第2条</b> 職員給与と条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) _____管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 68）別表第1中欄に掲げる職を占める職員次に掲げる当該職員の占める職に係る同表右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 教育職員給与と条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長（第3号に掲げる教育職員を除く。）及び教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 390）別表第1右欄に定める区分が3種である教頭（同号に掲げる教育職員を除く。） 7,000円</p>

イ 教頭（アに掲げる教頭を除く。） 6,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務教育職員（教育職員給与条例第7条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。）であって、校長又は教頭であるもの次に掲げる当該教育職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 校長及び教育職員の管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分が3種である教頭 6,000円

イ 教頭（アに掲げる教頭を除く。） 5,000円

(3) 省略

3 省略

第3条 職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の

\_\_\_\_\_ 区分に応じ、当該各号に定め

る額とする。

(1) 前条第1項第1号の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 4種 3,500円

オ 5種及び6種 3,000円

(2) 前条第1項第2号の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種 3,800円

エ 4種 3,000円

オ 5種及び6種 2,500円

2 教育職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第2項第1号アの教育職員 3,500円

(2) 前条第2項第1号イの教育職員 3,000円

(3) 前条第2項第2号アの教育職員 3,000円

(4) 前条第2項第2号イの教育職員 2,500円

3 職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした前条第1項第1号及び第2号の職員並びに教育職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした前項に掲げる教育職員には、その引き続く勤務に係る職員給与条例第17条の2第2項又は教育職員給与条例第17条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

（職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の手当の額）

2 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」

(2) 教頭（前号に掲げる教頭及び次号に掲げる教育職員を除く。） 6,000円

(3) 省略

3 省略

第3条 職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる前条第1項第1号の職員の占める

職に係る同号アからオまでに掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種 6,000円

(2) 2種 5,000円

(3) 3種 4,300円

(4) 4種 3,500円

(5) 5種及び6種 3,000円

2 教育職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 校長（前条第2項第3号に掲げる教育職員を除く。）及び教育職員の管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分が3種である教頭（同号に掲げる教育職員を除く。） 3,500円

(2) 教頭（前号に掲げる教頭及び前条第2項第3号に掲げる教育職員を除く。） 3,000円

3 職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした前条第1項第1号の職員及び教育職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした前項に掲げる教育職員には、その引き続く勤務に係る職員給与条例第17条の2第2項又は教育職員給与条例第17条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員の手当の額）

3 教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、当分の間、第2条第2項第1号及び第3条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正）

第18条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（愛媛県人事委員会規則80）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 12 regarding special provisions for certain public employees, specifically concerning retirement and extension of terms.

（職員の分限に関する条例に基づく規則の一部改正）

第19条 職員の分限に関する条例に基づく規則（愛媛県人事委員会規則90）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to the Annex regarding the application of rules, specifically concerning the date of implementation and the application of certain provisions.

（職員の定年等に関する規則の一部改正）

第20条 職員の定年等に関する規則（愛媛県人事委員会規則91）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 1 regarding the purpose of the rules concerning retirement age.

条例第1号。以下「条例」という。)第3条第5項及び第11条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定年退職日 条例第2条第1項の定年退職日

\_\_\_をいう。

(2) 省略

(勤務延長職員の併任の制限)

**第3条** 任命権者は、勤務延長職員(条例第3条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。)が従事している業務の遂行に支障がないと認められる場合を除き、勤務延長職員を併任することができない。

(勤務延長の手続)

**第4条** 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書(様式第1号)に人事記録の写し及び勤務延長に係る次条の同意書を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

2 \_\_\_ 任命権者は、条例第3条第2項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書(様式第2号)に人事記録の写し及び勤務延長の期限の延長に係る次条の同意書を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

**第5条** 条例第3条第3項及び第4項の規定による職員の同意は、勤務延長等の同意書(様式第3号)により得なければならない。

(定年に達している職員の任用の制限)

**第6条** 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 勤務延長職員を、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合

(書面の交付)

**第7条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなつた場合

(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(報告)

**第8条** 任命権者は、第6条第1号の規定による昇任、降任、又は転任を行つた場合には、速やかに当該昇任、降任又は転任の内容

条例第1号。以下「条例」という。)第3条第5項\_\_\_の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定年退職 条例第2条第1項の規定により職員が退職することをいう。

(2) 省略

(勤務延長の手続)

**第3条** 任命権者は、条例第3条第2項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書(様式第1号)に人事記録の写し及び勤務延長の期限の延長に係る次条の同意書を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

**第4条** 条例第3条第3項及び第4項の規定による職員の同意は、勤務延長等の同意書(様式第2号)により得なければならない。

**第5条** 任命権者は、勤務延長を行つた職員を特別の事情により異動させる必要があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

2 任命権者は、前項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長職員の異動承認申請書(様式第3号)に人事記録の写しを添えて、人事委員会に提出しなければならない。

(書面の交付)

**第6条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 勤務延長に係る職員が異動し、期限の定めのない職員となつた場合

(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

(報告)

を人事委員会に報告しなければならない。

2 省略

様式第1号(第4条関係) 勤務延長の期限の延長承認申請書

省略	任命権者 職 氏 名	—
省略		
省略		

注 添付書類

- (1) 省略
- (2) 勤務延長の期限の延長に係る勤務延長等の同意書(様式第3号)

様式第2号(第5条、様式第1号、様式第2号関係) 勤務延長等の同意書

省略	職 氏 名	—
省略		

注 省略

様式第4号(第8条関係) 勤務延長の状況報告書

省略	任命権者 職 氏 名	—
省略		
職員の定年等に関する規則(愛媛県人事委員会規則91)第8条第2項の規定により、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。		

別紙 省略

第7条 省略

様式第1号(第3条関係) 勤務延長の期限の延長承認申請書

省略	任命権者 職 氏 名	㊟
省略		
省略		

注 添付書類

- (1) 省略
- (2) 勤務延長の期限の延長に係る勤務延長等の同意書(様式第2号)

様式第2号(第4条 関係) 勤務延長等の同意書

省略	職 氏 名	㊟
省略		

注 省略

様式第4号(第7条関係) 勤務延長の状況報告書

省略	任命権者 職 氏 名	㊟
省略		
職員の定年等に関する規則(愛媛県人事委員会規則91)第7条 の規定により、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。		

別紙 省略

第21条 職員の定年等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号を削り、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。



様式第1号(第4条関係) 異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

秘 第 号  
年 月 日

愛媛県人事委員会 様

任命権者 職 氏 名

職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第3条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について次のとおり申請します。

勤務延長予定者	所 属	
	職 名	
	職 務 の 級	
	氏 名	
	給料表・級 及び号給	
	定年退職日 (定年年齢)	( )
勤務延長予定者が占める管理監督職の管理監督職勤務上限年齢		
延長前の異動期間の末日		
延長された異動期間の延長理由及び根拠条項		
職務内容		
(勤務延長の理由及び根拠条項)		
勤務延長後の期限		
その他参考事項		

注 添付書類

- (1) 人事記録の写し
- (2) 勤務延長に係る勤務延長等の同意書（様式第3号）

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第22条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p><b>第1条の3 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する第1項の表<sup>(12)</sup>の項及び<sup>(23)</sup>の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の表<sup>(12)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に定年前再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日(条例第11条第6項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が同一でない職員(以下「不斉一型短時間勤務職員」という。))にあつては、38時間45分に同条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間(職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が5日を超えるときは、5日)」とする。</p> <p>(2) 第1項の表<sup>(23)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。))」とする。</p> <p>(3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員にあつては、1,395時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が180日を超えるときは、180日)」とする。</p> <p>(休暇の算定)</p> <p><b>第4条</b> 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、発令以後の月数(定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p><b>第1条の3 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u>(条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する第1項の表<sup>(12)</sup>の項及び<sup>(23)</sup>の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の表<sup>(12)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日(条例第11条第6項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が同一でない職員(以下「不斉一型短時間勤務職員」という。))にあつては、38時間45分に同条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間(職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が5日を超えるときは、5日)」とする。</p> <p>(2) 第1項の表<sup>(23)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。))」とする。</p> <p>(3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員にあつては、1,395時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が180日を超えるときは、180日)」とする。</p> <p>(休暇の算定)</p> <p><b>第4条</b> 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、発令以後の月数(法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若</p>

又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。）（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除した数を乗じた日数（その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数）とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

## 2 省略

**第4条の3** 第1条の5及び前2条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、

\_\_\_\_\_ 職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第9条若しくは第10条の規定による採用後の勤務が当該採用の直前の

\_\_\_\_\_ 退職以前の勤務と継続するものとされる職員又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が任期付職員法第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と当該退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

**第11条** 条例第11条第1項本文に規定する勤務時間は、1日につき7時間45分（育児短時間勤務職員等（条例第5条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあつては1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務（同項に規定する育児短時間勤務）等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない時間）となるように割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第11条第3項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に4の日曜日を含む8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で週休日）を設け、かつ、1日の勤務時間が8時間を超えないようにしなければならない。

## 3 省略

**第11条の3** 条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他人事委員会が定める日（以下「休日

しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。）（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除した数を乗じた日数（その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数）とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

## 2 省略

**第4条の3** 第1条の5及び前2条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、

\_\_\_\_\_ 職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項 \_\_\_\_\_ の規定による退職、同条例第3条の規定により定められた期限の到来による退職若しくは法第28条の4第1項若しくは第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）

\_\_\_\_\_ 第2項若しくは第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が同法 \_\_\_\_\_ 第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と当該退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

\_\_\_\_\_ 退職以前の勤務と継続するものとされる職員又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が同法 \_\_\_\_\_ 第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と当該退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

**第11条** 条例第11条第1項本文に規定する勤務時間は、1日につき7時間45分（育児短時間勤務職員等（条例第5条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあつては1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務（同項に規定する育児短時間勤務）等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない時間、再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 及び任期付短時間勤務職員にあつては1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない時間）となるように割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第11条第3項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に4の日曜日を含む8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で週休日）を設け、かつ、1日の勤務時間が8時間を超えないようにしなければならない。

## 3 省略

**第11条の3** 条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他人事委員会が定める日（以下「休日

等」という。)については、7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の条例第11条第4項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第3項本文の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第11条の6第1項第2号において同じ。)とすること。

(2)・(3) 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

3 省略

等」という。)については、7時間45分(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の条例第11条第4項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第3項本文の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第11条の6第1項第2号において同じ。)とすること。

(2)・(3) 省略

2 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

3 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第23条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p><b>第2条の3 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務教育職員(条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)に対する第1項の表<sup>(1)</sup>の項及び<sup>(2)</sup>の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の表<sup>(1)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に定年前再任用短時間勤務教育職員(条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日(条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が同一でない職員(以下「不斉一型短時間勤務教育職員」という。)にあつては、38時間45分に同条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間(職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が5日を超えるときは、5日)」とする。</p> <p>(2) 第1項の表<sup>(2)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に定年前再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数</p>	<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p><b>第2条の3 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 再任用短時間勤務教育職員(条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)に対する第1項の表<sup>(1)</sup>の項及び<sup>(2)</sup>の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の表<sup>(1)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務教育職員(条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日(条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が同一でない職員(以下「不斉一型短時間勤務教育職員」という。)にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間(職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が5日を超えるときは、5日)」とする。</p> <p>(2) 第1項の表<sup>(2)</sup>の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数</p>

とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。）」とする。

- (3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に定年前再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、1,395時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

(年次休暇)

第3条 省略

2 省略

- 3 前項の規定にかかわらず、休暇年度の中途において新たに定年前再任用短時間勤務教育職員として

採用された職員

又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に定年前再任用短時間勤務教育職員又は任期付職員として在職する期間の月数（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

4 省略

- 5 前条及び前3項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第9条若しくは第10条の規定による採用後の勤務が当該採用の直前の

退職以前の勤務と継続するものとされる職員又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が任期付職員法第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員の当該採用された休暇年度における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と当該退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

- 第11条 条例第11条第1項本文に規定する勤務時間は、1日につき7時間45分（育児短時間勤務教育職員等（条例第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。）にあつて

とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。）」とする。

- (3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、1,395時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

(年次休暇)

第3条 省略

2 省略

- 3 前項の規定にかかわらず、休暇年度の中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員

又は任期付職員として在職する期間の月数（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

又は任期付職員として在職する期間の月数（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

4 省略

- 5 前条及び前3項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項の規定による退職、同条例第3条の規定により定められた期限の到来による退職若しくは法第28条の4第1項若しくは第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員又は任期付職員法第4条若しくは第5条の規定による採用後の勤務が同法

第4条若しくは第5条若しくは第7条第2項の規定に基づき定められた任期の満了による退職以前の勤務と継続するものとされる職員の当該採用された休暇年度における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と当該退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

- 第11条 条例第11条第1項本文に規定する勤務時間は、1日につき7時間45分（育児短時間勤務教育職員等（条例第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。）にあつて

<p>は1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務（同項に規定する育児短時間勤務）等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない時間、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない時間）となるように割り振るものとする。</p> <p>2 任命権者は、条例第11条第2項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に4の日曜日を含む8日の週休日（育児短時間勤務教育職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設け、かつ、1日の勤務時間が8時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 省略</p>	<p>は1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務（同項に規定する育児短時間勤務）等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない時間、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員にあつては1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない時間）となるように割り振るものとする。</p> <p>2 任命権者は、条例第11条第2項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に4の日曜日を含む8日の週休日（育児短時間勤務教育職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設け、かつ、1日の勤務時間が8時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 省略</p>
--	---

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

**第24条** 職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 33）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）<u>第2条第1項第6号イ</u>、第3条第3号、第3条の2、第9条第1項、第14条第1号及び第2号、第15条、<u>第22条第2号並びに第28条の規定に基づき</u>、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第2条第1項第6号イの人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第2条第1項第6号イの人事委員会規則で定める非常勤職員</u>は、1週間の勤務日が3日以上と定められている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、1年間の勤務日が121日以上と定められているものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）<u>第2条第1項第5号イ</u>、第3条第3号、第3条の2、第9条第1項、第14条第1号及び第2号、第15条、<u>第22条第2号並びに第28条の規定に基づき</u>、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第2条第1項第5号イの人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第2条第1項第5号イの人事委員会規則で定める非常勤職員</u>は、1週間の勤務日が3日以上と定められている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、1年間の勤務日が121日以上と定められているものとする。</p>

（職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正）

**第25条** 職員の自己啓発等休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 55）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の取扱い）</p> <p><b>第6条</b> 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用する愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第7条第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間並びに退職手当条例第8条第1項及び第4項並びに第8条の2第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 省略</p>	<p>（退職手当の取扱い）</p> <p><b>第6条</b> 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用する愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第7条第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間並びに退職手当条例第8条第1項及び第4項並びに第8条の2第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 省略</p>

イ 法第28条の6第1項の規定により退職した場合（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 省略

2 省略

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 省略

2 省略

（教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則の一部改正）

第26条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則（愛媛県人事委員会規則12 73）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第7条第3項の人事委員会規則で定める事項等）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 条例第7条第3項第7号の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務教育職員等（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき当該育児短時間勤務等（同条第1項に規定する育児短時間勤務等をいう。以下同じ。）の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員（勤務時間等条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>8・9 省略</p> <p>10 任命権者は、条例第7条第3項第7号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務教育職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあっては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間</u>）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>11・12 省略</p>	<p>（条例第7条第3項の人事委員会規則で定める事項等）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 条例第7条第3項第7号の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務教育職員等（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき当該育児短時間勤務等（同条第1項に規定する育児短時間勤務等をいう。以下同じ。）の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、<u>再任用短時間勤務教育職員（勤務時間等条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>8・9 省略</p> <p>10 任命権者は、条例第7条第3項第7号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務教育職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員にあっては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>11・12 省略</p>

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第27条 職員からの苦情相談に関する規則（愛媛県人事委員会規則15 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p><b>第2条</b> 職員（離職した職員を含む。次項及び第4条第1項において同じ。）は、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に対し、苦情相談申込書を提出することにより、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、<u>離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</u></p>	<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p><b>第2条</b> 職員（離職した職員を含む。次項及び第4条第1項において同じ。）は、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に対し、苦情相談申込書を提出することにより、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、<u>離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</u></p>

(1) 省略 (2) 法第22条の4第1項の規定による _____ 採用に関する苦情相談 2・3 省略	(1) 省略 (2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談 2・3 省略
---	--

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第28条 職員の退職管理に関する規則(愛媛県人事委員会規則16 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p><b>第23条</b> 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第22条の4第1項 _____ の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>(第12条関係) 再就職者による依頼等の承認申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 _____</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号</b>(第13条関係) 再就職者から依頼等を受けた場合の届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p>省略</p> </div> <p><b>様式第3号</b>(第24条関係) 再就職届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏名 _____</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p><b>第23条</b> 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>(第12条関係) 再就職者による依頼等の承認申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 _____ ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号</b>(第13条関係) 再就職者から依頼等を受けた場合の届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p> <p>省略</p> </div> <p><b>様式第3号</b>(第24条関係) 再就職届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏名 _____ ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 旧法 改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。
- (3) 改正条例 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)をいう。
- (4) 暫定再任用職員 改正条例附則第14項に規定する暫定再任用職員をいう。
- (5) 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例附則第24項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
- (6) 暫定再任用教育職員 改正条例附則第34項に規定する暫定再任用教育職員をいう。
- (7) 暫定再任用短時間勤務教育職員 改正条例附則第34項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員をいう。
- (8) 定年前再任用短時間勤務職員 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。



- (9) 定年前再任用短時間勤務教育職員 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第7条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。  
（改正後の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用教育職員を除く。）に対する第7条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第3条の規定を適用する。  
（改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第14条の2の規定を適用する。  
（改正後の教育職員の管理職手当に関する規則における暫定再任用教育職員に関する経過措置）
- 6 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）に対する第11条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第11条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則第3条の規定を適用する。  
（改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用教育職員に関する経過措置）
- 8 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第13条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第2条の規定を適用する。  
（改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 9 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）に対する第15条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」とあるのは「給料」と、「外務公務員給与法の」とあるのは「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の」と、「扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「地域手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する地域手当を除く。）及び期末手当」とする。  
（改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）
- 10 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員の給与に関する条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- (1) 改正条例附則第5項、第7項、第9項又は第11項の規定による採用（旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正条例附則第2項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は改正条例附則第5項、第7項、第9項若しくは第11項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正条例附則第6項、第8項、第10項又は第12項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は改正条例附則第6項、第8項、第10項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 11 前項に規定する職員に対する第16条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則別記様式記入上の注意8の規定の適用については、「第2項」とあるのは、「第2項若しくは職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第5項から第12項まで」とする。
- 12 改正条例附則第6項、第8項、第10項又は第12項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号。以下「定年条例」という。）第9条又は第10条第1項の規定により採用された職員に対する第16条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第6条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第6項、第8項、第10項又は第12項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 13 この規則の施行の日前に、第16条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第6条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。  
（改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 14 暫定再任用職員（暫定再任用教育職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第17条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。
- 15 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第17条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第2項及び第3条第2項の規定を適用する。  
（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）
- 16 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員（暫定再任用教育職員を除く。）及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員（暫定再任用教育職員を除く。） 改正条例附則第27項の規定により読み替えられた改正条例附則第26項
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例附則第28項
- 17 次の各号に掲げる教育職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教育職員の給料月額とする。
- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用教育職員 改正条例附則第35項の規定により読み替えられた改正条例附則第34項
- (2) 暫定再任用短時間勤務教育職員 改正条例附則第36項  
（改正後の職員の定年等に関する規則における勤務延長に関する経過措置）
- 18 第20条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第3条、第6条、第7条及び第8条第1項の規定は、改正条例附則第2項の規定による勤務について準用する。
- 19 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（同項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例（改正条例第1条の規定による改正前の定年条例をいう。以下同じ。）第2条第2項に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が定年条例第2条第2項本文に規定する定年である職に限る。）とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 20 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第2条第2項に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。
- 21 第20条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第6条ただし書及び第8条第1項の規定は、改正条例附則第3項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。  
（改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の規定における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 22 暫定再任用職員（暫定再任用教育職員を除く。次項において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第22条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第4条の規定を適用する。
- 23 暫定再任用職員に対する第22条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第4条の3の規定の適用については、同条中「職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第9条若しくは第10条」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第5項から第13項まで」と、「当該採用の直前の」とあるのは「職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項の規定による退職、同条例第3条の規定により定められた期限の到来による退職、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来による退職、法第22条の4第3項（法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた任期の満了による退職、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第5項から第13項までの規定に基づき定められた任期の満了による退職若しくは令和3年改正法附則第8条第1項若しくは第2項に基づき定められた任期の満了による」とする。
- 24 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第22条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第1条の3第4項、第1条の5、第3条第2項、第4条の2第2項、第4条の3、第4条の5第2項、第9条第1項、第11条第1項及び第2項並びに第11条の3第1項第1号及び第2項の規定を適用する。  
（改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定における暫定再任用教育職員に関する経過措置）
- 25 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第23条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第3条第3項の規定を適用する。
- 26 暫定再任用教育職員に対する第23条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第3条第5項の規定の適用については、同項中「職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第9条若しくは第10条」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第5項から第13項まで」と、「当該採用の直前の」とある

のは「職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項の規定による退職、同条例第3条の規定により定められた期限の到来による退職、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来による退職、法第22条の4第3項（法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた任期の満了による退職、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第5項から第13項までの規定に基づき定められた任期の満了による退職若しくは令和3年改正法附則第8条第1項若しくは第2項に基づき定められた任期の満了による」とする。

27 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第23条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第2条の3第4項、第2条の5、第4条第1項、第4条の3第2項、第9条第1項並びに第11条第1項及び第2項の規定を適用する。

（改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則における旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）

28 改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長職員に対する第25条の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第6条第1項第3号イの規定の適用については、「又は同条第2項」とあるのは、「若しくは同条第2項の規定により延長された期限又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項」とする。

（改正後の教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則における暫定再任用短時間勤務教育職員に関する経過措置）

29 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第26条の規定による改正後の教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則第4条第7項及び同条第10項の規定を適用する。

（改正後の職員からの苦情相談に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

30 令和14年3月31日までの間における第27条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第5項、第6項、第9項若しくは第10項」とする。

（改正後の職員の退職管理に関する規則における任命権者への再就職の届出に関する経過措置）

31 職員の退職管理に関する規則第22条の職に就いている職員であった者が、改正条例附則第5項、第6項、第9項又は第10項の規定により職員として採用された場合における第28条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第2号の規定の適用については、同号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第5項、第6項、第9項若しくは第10項」とする。

（改正後の職員の退職管理に関する規則における旧法による再任用職員に関する経過措置）

32 この規則の施行前に、職員の退職管理に関する規則第22条の職に就いている職員であった者が、旧法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における第28条の規定による改正前の職員の退職管理に関する規則第23条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

33 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

（愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正）

34 愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則10）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、請求者等が行わなければならないとされている書類の押印及び署名については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、請求者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>申請者、届出者、請求者等が行わなければならないとされている書類の押印及び署名については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、請求者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9 1） 様式第2号</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 職員の退職管理に関する規則（愛媛県人事委員会規則16 0）様式第1号から様式第3号まで</p>

## ○愛媛県人事委員会規則6 - 215

職員の定年前再任用に関する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

**職員の定年前再任用に関する規則**

(総則)

**第1条** この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。)第9条及び第10条の規定に基づき、条例第9条に規定する年齢60年以上退職者の定年前再任用(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 定年前再任用を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 条例第9条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

**第3条** 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

**第4条** 条例第9条及び第10条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の状況その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(書面の交付)

**第5条** 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

(報告)

**第6条** 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、定年前再任用の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号。以下「改正条例」という。)附則第22項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、改正条例附則第19項各号に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項の基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(改正条例附則第10項の新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第2項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

3 改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める者は、改正条例附則第19項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

4 改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、改正条例附則第19項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

(施行前の準備)

5 第3条の規定による定年前再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

## ○愛媛県人事委員会規則6 - 216

職員の暫定再任用に関する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

**職員の暫定再任用に関する規則**

(総則)

**第1条** この規則は、職員の暫定再任用(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号。以下「改正条例」という。))附則第5項から第12項までの規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 改正条例附則第5項から第12項までに規定する者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用希望者に明示する事項)

**第3条** 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用に係る勤務地
- (4) 暫定再任用をされた場合の給与
- (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

**第4条** 改正条例附則第5項から第12項までの人事委員会規則で定める情報は、改正条例附則第5項から第12項までに規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の状況その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(書面の交付)

**第5条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合

(報告)

**第6条** 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による暫定再任用の手続きは、この規則の施行前においても行うことができる。

## ○愛媛県人事委員会規則7 - 1249

職員の給与に関する条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

**職員の給与に関する条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料に関する規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号。以下「定年条例」という。）第5条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第8条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 他の職への降任等（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をいう。以下同じ。）をされた職員であって、職員給与条例附則第21項又は教育職員給与条例附則第19項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第8条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給規則」という。）第2条第2号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 職員給与条例第3条第1項又は教育職員給与条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第23から別表第30までに定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 職員給与条例第4条第2項又は教育職員給与条例第6条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に職員給与条例第4条第12項又は教育職員給与条例第8条に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（職員給与条例附則第21項又は教育職員給与条例附則第19項の人事委員会規則で定める職員等）

**第3条** 職員給与条例附則第21項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例附則第19項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員（職員給与条例附則第23項の人事委員会規則で定める職員）

**第4条** 職員給与条例附則第23項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、次に掲げる職員
  - ア 特定任命をされた日（以下「任命日」という。）から特定日までの間に降格をした職員
  - イ 任命日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - ウ 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (2) 任命日の前日から引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表の適用を受けていたとしたならば、同表の俸給月額を改定する法律の制定により、任命日の前日から特定日までの間の俸給月額が改定されることとなる職員

（他の職への降任等をされた職員に対する職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料の支給）

**第5条** 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
  - (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額  
ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  
イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
  - (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の定める額
  - (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第5条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。  
（特任用後降任等職員に対する職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料の支給）
- 第6条** 特任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第8条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 第7条** 特任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。
- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行われるものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第25項又は教育職員給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。  
（降任等相当給料表異動をした職員に対する職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料の支給）
- 第8条** 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）



(4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

**第9条** 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に職員給と条例附則第19項又は教育職員給と条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、職員給と条例附則第26項又は教育職員給と条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給と条例附則第19項又は教育職員給と条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給と条例附則第26項又は教育職員給と条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行われるものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（特例任用期間降格等職員に対する職員給と条例附則第26項又は教育職員給と条例附則第22項の規定による給料の支給）

**第10条** 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行われるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）に職員給と条例附則第19項又は教育職員給と条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、職員給と条例附則第26項又は教育職員給と条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第1号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行われるものを除く。）をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
（人事交流等職員に対する職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料の支給）

**第11条** 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（特定任命により職員となった者を除く。以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第11条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
（特定任命により職員となった者に対する職員給与条例附則第26項の規定による給料の支給）

**第12条** 特定任命により職員となった者であって、任命日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第26項の規定による給料として支給する。

- (1) 任命日から特定日までの間に降格をした職員
- (2) 任命日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (3) 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (4) 任命日の前日から引き続き一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表の適用を受けていたとしたならば、同表の俸給月額の改定をする法律の制定により、任命日の前日から特定日までの間の俸給月額が改定されることとなる職員
- (5) 警察法第56条の2第5項の規定において読み替えて準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項から第4項までの規定の適用を受けたことにより、特定日後に特定任命により職員となった者  
（この規則により難い場合の措置）

**第13条** 職員給与と条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員給与と条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、職員給与と条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員給与と条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### ○愛媛県人事委員会規則9 - 4

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

#### 管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。)第5条、第8条第3項及び第11条の規定に基づき、条例第5条から第8条までに規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理監督職から除かれる職)

**第2条** 条例第5条に規定する地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職
- (2) 前号に掲げる職のほか、職務と責任の特殊性により法第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会が定める職

(管理監督職に含まれる職)

**第3条** 条例第5条第3号に規定する同条第1号及び第2号の職に準ずる職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 警察の事務部局の課長補佐(条例第5条第2号に規定する職を除く。)
- (2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表5級の部及び6級の部の職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職(第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。)
- (3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表4級の部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職(第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。)
- (4) 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。)別表第1医療職給料表(□)(1~7)の部6級の欄に掲げる職(次号に規定する職を除く。)
- (5) 次に掲げる職員が占める職であって、臨時的に置かれる職(人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除く。)  
ア 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(条例第5条第1号に規定する職を除く。)  
イ 医療職給料表(□)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(条例第5条第1号に規定する職を除く。)  
ウ 企業職員給与規程第2条の規定により行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの  
エ 企業職員給与規程第2条の規定により医療職給料表(□)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの  
オ 企業職員給与規程第2条の規定により医療職給料表(□)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (6) 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会が定める職

(管理監督職への併任の制限)

**第4条** 法第28条の3の規定は、併任について準用する。

(他の管理監督職の併任の解除)

**第5条** 職員が他の管理監督職(条例第5条に規定する職をいう。以下同じ。)に併任されている場合において、当該職員が他の職への降任等(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をいう。以下同じ。)をされたとき(条例第8条第7項の規定により他の職への降任等をされたときを含む。)、又は併任されている他の管理監督職の異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

(異動期間の延長に係る任命権者)

**第6条** 条例第8条第1項から第4項までに規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

**第7条** 条例第8条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める

職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

2 任命権者は、前項の規定を適用した場合は、その際の異動の内容を人事委員会に報告するものとする。

(異動期間の延長の手續)

**第8条** 任命権者は、条例第8条第2項又は第4項の規定により、人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の延長承認申請書(様式第1号)に人事記録の写し及び異動期間の延長に係る次条の同意書を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

**第9条** 条例第8条第5項の規定による職員の同意は、異動期間延長等の同意書(様式第2号)により得なければならない。

(条例第8条第3項又は第4項の規定による任用)

**第10条** 条例第8条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群(同条第3項に規定する特定管理監督職群をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(管理監督職への併任の特例)

**第11条** 任命権者は、条例第8条第1項から第4項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他人事委員会が定める場合に限り、第4条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

**第12条** 任命権者は、条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合、異動期間の期限を繰り上げる場合及び異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(書面の交付)

**第13条** 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、職員にその旨を明示した書面を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

- (1) 条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合
- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合
- (3) 条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(報告)

**第14条** 任命権者は、毎年6月末日までに、異動期間の延長の状況報告書(様式第3号)により、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(雑則)

**第15条** この規則に定めるもののほか、管理監督職勤務上限年齢による降任等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係) 異動期間の延長承認申請書

異動期間の延長承認申請書		秘 第 号 年 月 日
愛媛県人事委員会	様	任命権者 職 氏 名
職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第8条{第2項 第4項}の規定により、異動期間 の延長について次のとおり申請します。		
異動期間の 延長予定者	所 属	
	職 名	
	職 務 の 級	
	氏 名	
	給 料 表 ・ 級 及 び 号 給	
	生 年 月 日 ( 年 齢 )	( )
管理監督職勤務上限年齢		
既に延長された 異動期間の延長の理由 及びその根拠条項		
異動期間の延長の期間		
職 務 内 容		
(異動期間の延長申請の理由)		
異動期間の延長後の期限		
そ の 他 参 考 事 項		

注1 不用の文字は、抹消すること。

2 添付書類

- (1) 人事記録の写し
- (2) 異動期間延長等の同意書(様式第2号)

様式第2号(第9条、様式第1号関係) 異動期間延長等の同意書

異動期間延長等の同意書

年 月 日

任命権者 職 氏 名 様

所 属  
職 氏 名

私は、異動期間の延長について、次のことに同意します。

職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第8条第 { 第1項 }  
{ 第2項 } の規定に基づき、  
{ 第3項 }  
{ 第4項 }

年 月 日まで（更に）異動期間を延長されること。

職員の定年等に関する条例第8条第3項の規定に基づき、他の管理監督職に降任等されること。

注 不用の文字は、抹消すること。

様式第3号（第14条関係） 異動期間の延長の状況報告書

秘 第 号  
年 月 日

愛媛県人事委員会 様

任命権者 職 氏 名

異動期間の延長の状況報告書

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9—4）第14条の規定により、異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

異動期間の延長の状況

所属	職名	職務 の 級	氏 名 ( 生 年 月 日 )	給料表・級 及び号給	異 動 期 間 の 延 長 の 期 限	異 動 期 間 の 延 長 の 理 由	根拠 条項	職 務 内 容
			( )					
			( )					
			( )					
			( )					



公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款・第2款 省略</p> <p>第3款 課又は隊の附置機関（第58条 <u>第77条の6</u>）</p> <p>第4款 省略</p> <p>第3節・第4節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p><b>第33条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>子供及び女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導警告の措置を講じる活動に関すること。</u></p> <p>(6) <u>めいてい者、迷い子その他救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(7) <u>酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>（人身安全対策・少年課）</p> <p><b>第33条の2</b> 人身安全対策・少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款・第2款 省略</p> <p>第3款 課又は隊の附置機関（第58条 <u>第77条の5</u>）</p> <p>第4款 省略</p> <p>第3節・第4節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p><b>第33条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>（人身安全対策・少年課）</p> <p><b>第33条の2</b> 人身安全対策・少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>子供及び女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導警告の措置を講じる活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>酩酊者、迷い子その他救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(4) <u>酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）に関すること。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p>

(警備課)

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(5) 省略
- (6) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。)及び特定病原体等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。)を使用したテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に關すること。

(外事課)

第55条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に關すること。
- (2) 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに關する警備情報の収集、整理その他これらの活動に關する警備情報に關すること。
- (3) 先端的な技術を用いて行われる不正な活動に關する警備情報の収集、整理その他これらの活動に關する警備情報に關すること。
- (4) 第2号に規定するテロリズム、前号に規定する活動その他外国人に係る警備犯罪の取締りに關すること。

(少年サポートセンター)

第66条 省略

2 少年サポートセンターは、第33条の2第7号から第9号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

第77条の5 省略

(警衛警護室)

第77条の6 警備課に、警衛警護室を附置する。

2 警衛警護室は、第54条第2号から第4号までの事務をつかさどる。

3 警衛警護室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、警衛警護室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警察署)

第79条 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊\_\_\_\_\_を置く。

5～9 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県松山南警察署	警務課 会計課

(警備課)

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(5) 省略
- (6) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。)及び特定病原体等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。)を使用したテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう\_\_\_\_\_。)が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に關すること。

(外事課)

第55条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る実態把握に關する企画、調査及び調整に關すること。
- (2) 外国人に係る警備犯罪の取締りに關すること。
- (3) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他\_\_\_\_\_警備情報に關すること。
- (4) 外国人に係る犯罪情報及び捜査に關すること。
- (5) 外国人に係る犯罪捜査に対する協力及び支援に關すること。

(少年サポートセンター)

第66条 省略

2 少年サポートセンターは、第33条の2第10号から第12号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

第77条の5 省略

(警察署)

第79条 省略

(警察署)

第79条 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊及び組織犯罪対策隊を置く。

5～9 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
省略	

	留置管理課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課	
愛媛県新居浜警察署、愛媛県今治警察署、愛媛県松山西警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略	愛媛県新居浜警察署、愛媛県今治警察署、愛媛県松山西警察署、愛媛県松山南警察署及び愛媛県宇和島警察署
省略		省略

附 則

この規則は、令和5年3月13日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年3月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
石川剛後援会	石川 剛	石川 繁子	四国中央市川之江町4084 - 2	令和5年2月10日
野田あかり後援会	野田 明里	平野 駿	新居浜市萩生2604 - 2	令和5年2月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年3月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党愛媛県新居浜市第三支部	大石 豪	会計責任者	松木 博道	横井 俊幸	令和5年1月4日	
自由民主党宮窪支部	藤本 剛嗣	会計責任者	藤本 英治	北 貞丈	令和5年2月1日	
自由民主党愛媛県衆議院比例区第一支部	村上 誠一郎	政治団体の名称	自由民主党愛媛県衆議院比例区第一支部	自由民主党愛媛県第二選挙区支部	令和5年2月16日	主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更
		主たる事務所の所在地	今治市北宝来町一丁目5 - 11	今治市別宮町二丁目4 - 20		
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	長谷川 淳二	政治団体の名称	自由民主党愛媛県第三選挙区支部	自由民主党愛媛県第四選挙区支部	令和5年2月16日	
自由民主党愛媛県第二選挙区支部	井原 巧	政治団体の名称	自由民主党愛媛県第二選挙区支部	自由民主党愛媛県第三選挙区支部	令和5年2月16日	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
西条市医師連盟	年 森 司	会 計 責 任 者	今 井 義 之	田 中 通 久	令和4年6月1日	
愛媛県医師連盟	村 上 博	会 計 責 任 者	上 甲 英 生	上 甲 裕 継	令和4年6月19日	
愛媛県商工政治連盟	村 上 友 則	会 計 責 任 者	矢 野 昭 生	松 浦 哲	令和5年1月12日	
中野たいせい後援会	新 野 和 幸	主たる事務所の所在地	松山市東石井二丁目22 - 24	松山市東石井四丁目16 - 27	令和5年1月20日	
		代 表 者	新 野 和 幸	中 野 泰 誠		
森高康行後援会	石 村 拓 朗	代 表 者	石 村 拓 朗	久 門 蕃	令和5年1月29日	
池田さちこ後援会	池 田 幸 子	代 表 者	池 田 幸 子	土 居 達	令和5年2月6日	
遊福会	村 上 秀 人	会 計 責 任 者	福 羅 逸 己	服 藤 貴 彦	令和5年2月24日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年3月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
菊池孝平後援会	森元修治	令和4年12月31日
遠藤もと子後援会	井上博幸	令和5年1月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和5年3月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
池田幸子	愛媛県議会議員	池田さちこ後援会	松山市小栗三丁目5 - 35	令和5年2月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和5年3月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中野泰誠	中野たいせい後援会	主たる事務所の所在地	松山市東石井二丁目22 - 24	松山市東石井四丁目16 - 27	令和5年1月20日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年3月10日

愛媛県立中央病院長 菅 政治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札告示日
感染性廃棄物処理業務委託（処分） 約4,800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	令和5年2月22日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	11,550円 （1リットル）	一般競争入札	令和4年12月27日

雑 報

○公 告

事後調査報告書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第36条の規定により、次の対象事業について事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

今治市長 徳永 繁 樹

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 今治市
- (2) 代表者 今治市長 徳永 繁樹
- (3) 所在地 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 今治市新ごみ処理施設整備事業
- (2) 種類 ごみ焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 ア 可燃ごみ処理施設  
1日当たりの処理能力 174トン  
イ リサイクルセンター  
1日当たりの処理能力 41トン

3 対象事業の実施区域

愛媛県今治市町谷地内他

4 関係地域の範囲

愛媛県今治市

5 事後調査報告書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所  
愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））  
今治市役所環境施設課（愛媛県今治市町谷甲394番地）
- (2) 縦覧期間  
令和5年3月10日（金）から令和5年4月10日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）  
なお、事後調査報告書の電子版は今治市ホームページ（<https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyou/>）において、令和5年3月10日（金）から令和5年4月10日（月）まで閲覧いただけます。